（素案）

第7期魚津市障がい福祉計画

第3期魚津市障がい児福祉計画

（令和6年度～8年度）

令和６年３月

魚　津　市

本計画の「障がい」の標記について

「障害」の「害」という漢字の表記については、「害」という漢字が持つマイナスのイメージが強く不快さを感じる場合があることから、本計画においてはひらがなで標記しております。

ただし、法律等で使用されている用語、関係団体・関係施設の名称、固有名詞については、漢字で標記しております。

目　　次

第1章 計画の基本的考え方 ・・・

第1章 計画の基本的考え方

1.計画策定の背景と趣旨

障がい保健福祉施策においては、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」）が個人の尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるように必要な支援を行うことにより、障がいの有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に寄与することを目指して制度が整備されてきました。平成28年4月1日には障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（平成25年法律第65号）が施行されました。県においても「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」が同日より施行されました。

本市では障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき「魚津市障がい者基本計画（第4次）」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を作成し、障がい者施策の推進と障がい者の自立と社会参加の促進に努めてまいりました。

あわせて、平成18年度の障害者自立支援法の施行により市町村及び都道府県に対して障がい福祉計画の作成が義務づけられ、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みが導入されました。平成25年4月には障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」に改正されました。以降、「第1期魚津市障がい福祉計画」（計画期間：平成18年度～平成20年度）から「第6期魚津市障がい福祉計画・第2期魚津市障がい児福祉計画」（計画期間：令和3年度～令和5年度）までの6期にわたって作成し、障害福祉サービスの提供体制の確保に努めてきました。

また新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月に第5類感染症に移行されましたが、この感染症が日常生活にも大きな影響をもたらし、必要なサービスや社会参加の機会が制限されるなどの問題が生じました。これからは各種感染症などにも対応した支援体制の構築についても検討していく必要があります。

この第7期魚津市障がい福祉計画・第3期魚津市障がい児福祉計画は、「魚津市地域福祉計画（令和4年4月策定）」及び「魚津市障がい者基本計画（令和2年3月策定）」の障がい者等の福祉に関する事項との整合を図り、障がい者等の地域生活を支える総合的な支援体制の整備を促進しようとするものです。

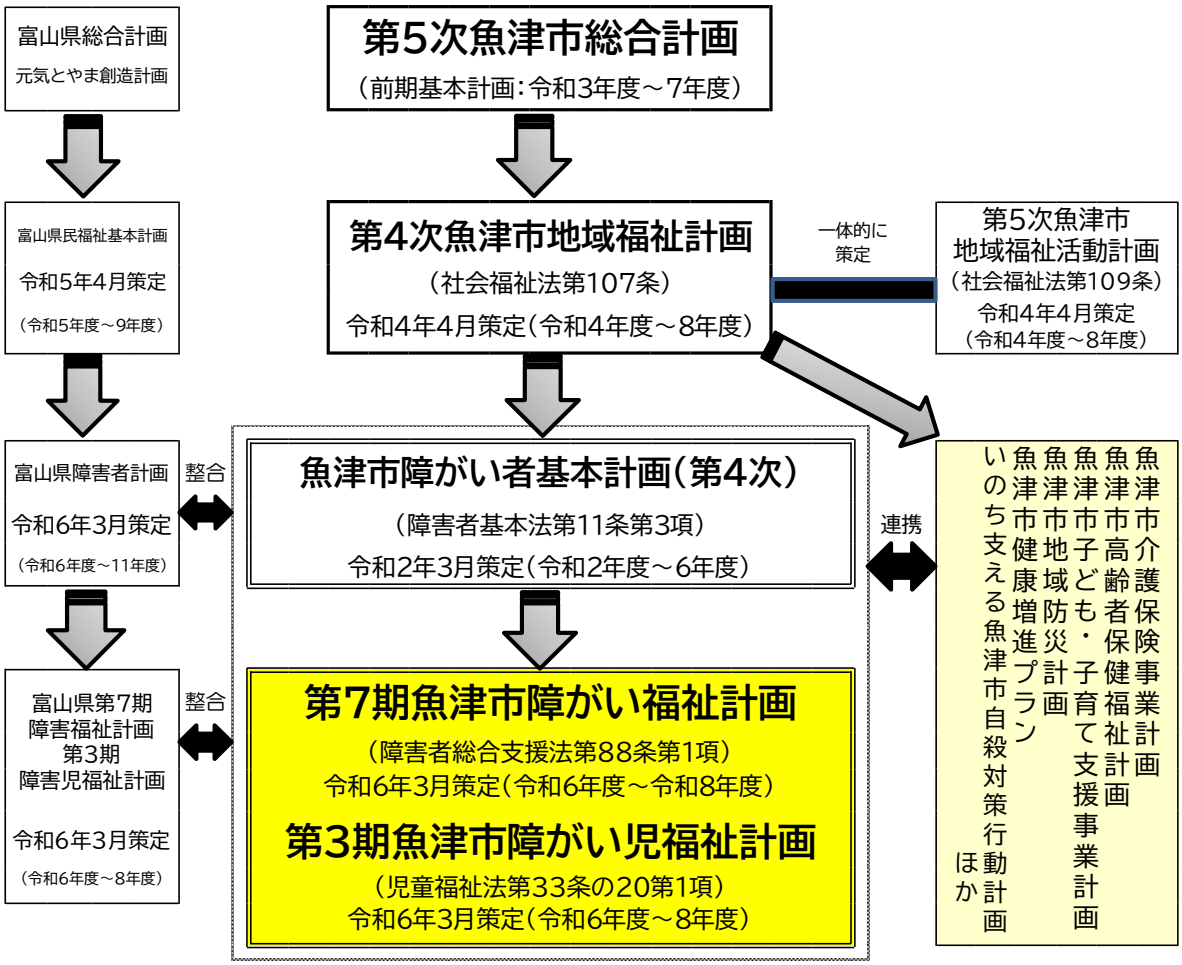
（補足）

障がい児福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成28年法律第65号）が平成30年4月に施行となり、市町村及び都道府県は、平成30年度からは従来の障がい福祉計画に加え作成が義務づけられました。

2. 福祉計画の位置づけ

「魚津市障がい福祉計画」は障害者総合支援法第 88 条第 1 項に、「魚津市障がい児福祉計画」は児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく計画であり、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「国指針」という。）に即して策定するものです。

また、障害者基本法に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な計画として令和2年3月に策定した「魚津市障がい者基本計画（第4次）」のうち、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画としての位置づけを有するものです。



3. 計画の基本理念

（1）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等、障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めていきます。

(2)障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに18歳未満の障がい児とします。障がい種別で格差が生じないようにサービスの充実を図ります。また、精神障がい者に含まれる発達障がい者及び高次脳機能障がい者、難病患者等に対して関係機関と連携し制度の周知を図っていきます。また、アルコール、薬物、ギャンブル等をはじめとする依存症対策についても関係機関と連携しながら支援を実施していきます。

(3)入所等から地域生活への移行、地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域資源を最大限に活用し、地域生活の拠点づくり等、提供体制の整備を関係機関と連携・協力し進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、地域生活への移行が可能となる受け皿整備や、地域生活を継続的に支援するサービス提供体制を確保します。

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたり、自治体を中心とした地域精神保健・医療・福祉の一体的な取組に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的な社会の実現に向けた取組が必要です。精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4)地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等をふまえながら次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も検討し、包括的な支援体制の整備を進めます。

① 属性に関わらず、様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
② ①の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
③ ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

(5)障がい児の健やかな育成のための発達支援

すべての障がい児の健やかな育成を支援することが必要であり、障がい種別にかかわらず質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図ります。あわせて、障がい児とその家族に対して、発達が気になる早期の段階から身近な地域で支援できるようにするため、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を目指します。

さらに、障がい児が支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進していきます。

加えて医療的ケアが必要な児童が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、専門的な支援が必要な方に対し、包括的な支援体制を構築していきます。

(6)障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保・定着を図る必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障がい福祉現場におけるハラスメント対策、ICTの導入による事務負担の軽減、業務の効率化等を関係者と協力して取り組んでいきます。

(7)障がい者の社会参加を支える取組

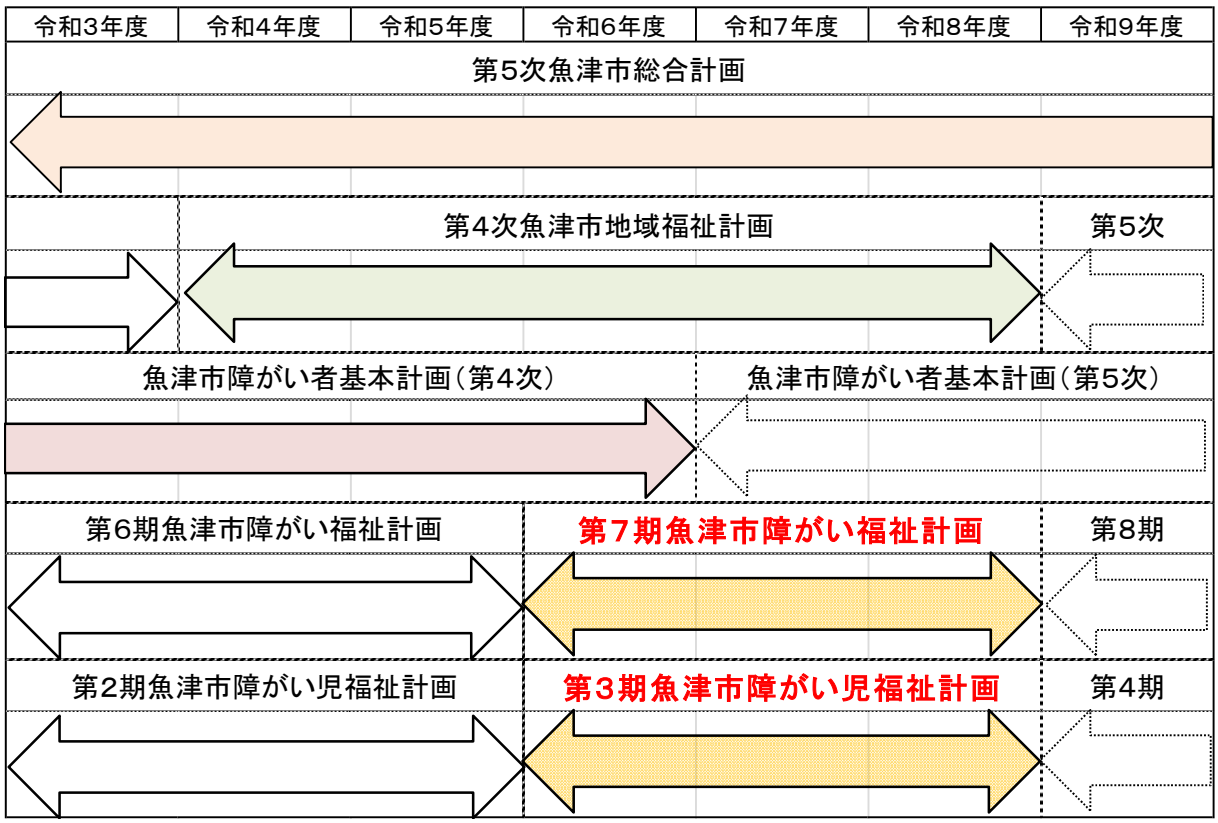
障がい者の地域における社会参加を促進するために、障がい者の多様なニーズの把握に努めてまいります。

特に、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等を促進します。

4. 障がい福祉計画の期間

この計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とした第7期魚津市障がい福祉計画・第3期魚津市障がい児福祉計画であり、令和8年度を目標年度と位置づけ、目標年度における達成すべきサービス提供量や計画達成の指標などを数値目標として設定します。なお、制度改正等社会状況の変化がある場合は、必要に応じて計画の内容の見直しを行います。



第2章　魚津市の障がい者の現状

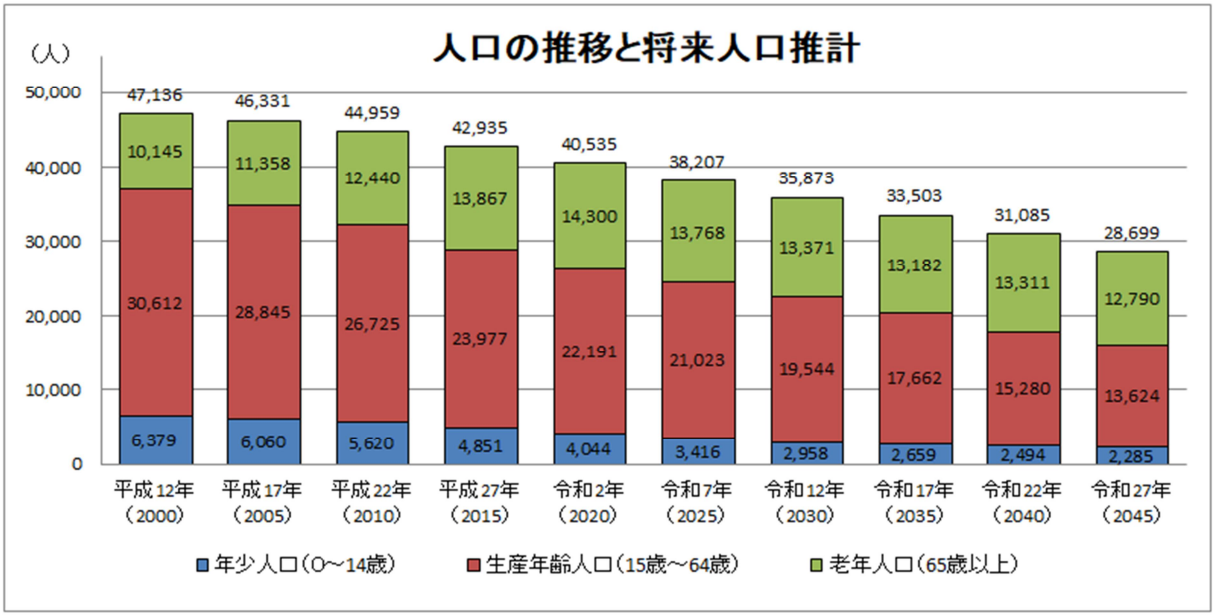
1.魚津市の人口

(1) 魚津市の人口の推移と将来推計

全国の人口は、平成 17 年をピークに減少しています。一方、魚津市の人口は昭和 60 年をピークに減少しており、今後も減少傾向が続くと予想され、令和7年には、38,207 人になると見込まれています。

人口の構成を年齢階層別にみると、年少人口は、出生率の低下により年々減少しており、今後も減少するものと予測されます。生産年齢人口も、近年の少子化の影響や社会動態により減少すると予想されます。一方、老齢人口は、平均寿命の伸長を反映し、急速に高齢化が進行し、平成12年の国勢調査では 21.5%であった高齢化率が、令和2年には 35.3%となっており、今後も上昇すると予想されます。

世帯数の推移では、核家族化の進展により本市でも世帯数が増加を続けており、平成7年には14,371世帯でしたが、令和2年には15,800世帯となっております。1世帯あたりの人員は、平成7年で3.36人であったものが、令和2年3月では2.57人に減少しています。

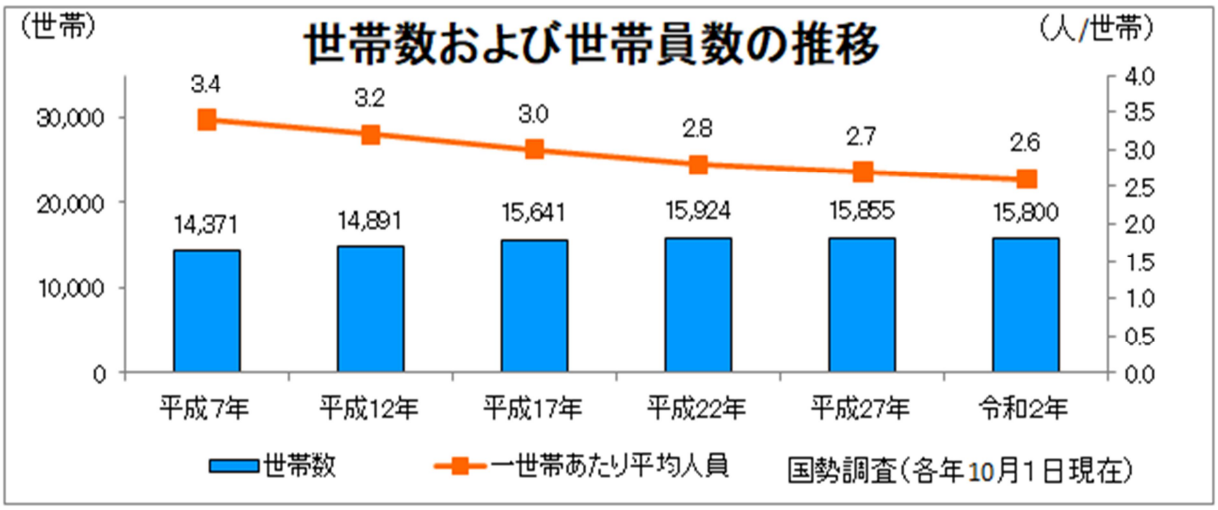


※令和2年までは国勢調査、令和7年以降の数値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2023 年 12 月 22 日公表資料)

※年齢不明分があるため、3区分それぞれの人口の合計と総人口が一致しない場合があります。

(単位:人)

	平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)	令和 7 年 (2025)	令和 12 年 (2030)	令和 17 年 (2035)	令和 22 年 (2040)	令和 27 年 (2045)
老年人口 (65 歳以上)	10,145	11,358	12,440	13,867	14,300	13,768	13,371	13,182	13,311	12,790
生産年齢人口 (15 歳~64 歳)	30,612	28,845	26,725	23,977	22,191	21,023	19,544	17,662	15,280	13,624
年少人口 (0~14 歳)	6,379	6,060	5,620	4,851	4,044	3,416	2,958	2,659	2,494	2,285
合計	47,136	46,331	44,959	42,935	40,535	38,207	35,873	33,503	31,085	28,699



区　分	平成７年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和2年 (2020 年)
世　帯　員	3.36 人	3.17 人	2.96 人	2.82 人	2.70人	2.57 人
世　帯　数	14,371	14,891	15,641	15,924	15,856	15,800

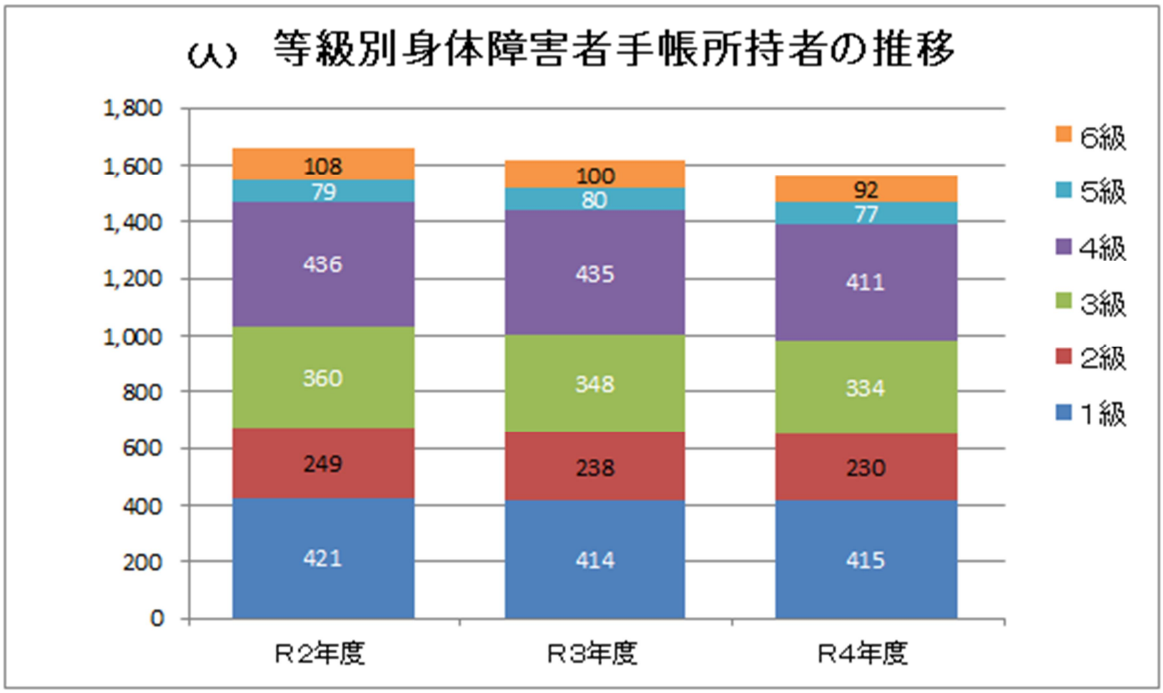
2.障がい者の現状

(1)身体障がい者の状況

①等級別身体障がい者数

令和４年度末時点、本市で身体障害者手帳の交付を受けている人は 1,559 人で、ピークの平成 19 年度（2019 人）と比較して 460 人減少しています。

等級別では、1級が最も多く415人となっており、1～2級の重度が 645 人（41.4%）、3～4級の中度が 745 人（47.8%）、5～6級の軽度が 169 人（10.8%）となっています。



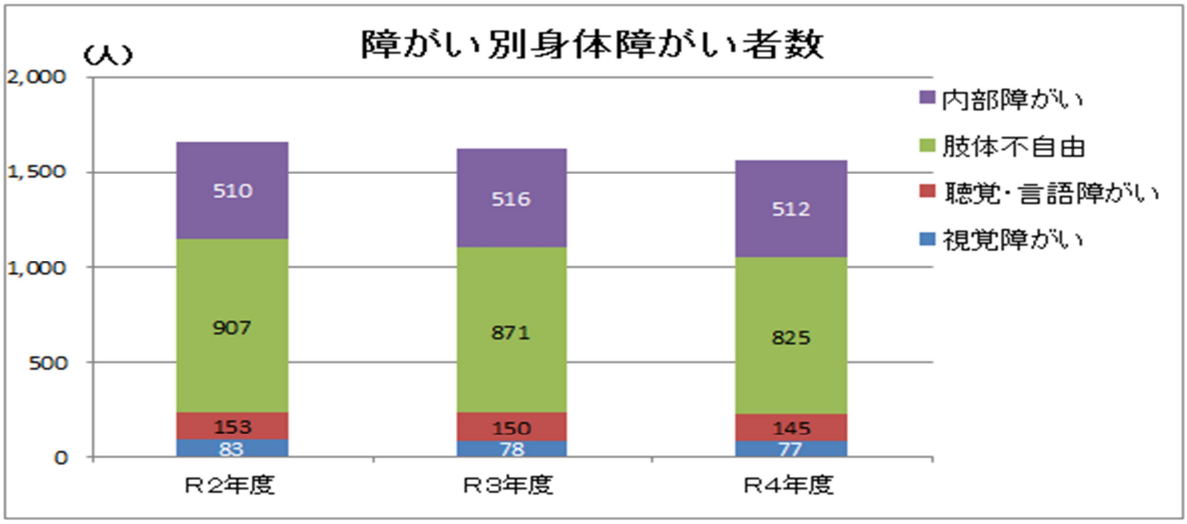
（各年度3月31日現在）

障がい手帳級別	令和2年度	令和3年度	令和４年度
1 級	421 人(25.5%)	414 人(25.6%)	415 人(26.6%)
2 級	249 人(15.0%)	238 人(14.7%)	230 人(14.8%)
3 級	360 人(21.8%)	348 人(21.6%)	334 人(21.4%)
4 級	436 人(26.4%)	435 人(26.9%)	411 人(26.5%)
5 級	79 人(4.8%)	80 人(5.0%)	77 人(4.9%)
6 級	108 人(6.5%)	100 人(6.2%)	92 人(5.9%)
計	1,653 人	1,615 人	1,559 人

②障がい種別身体障がい者数

障がい種別では、最も多いのが肢体不自由で令和４年度末で 825 人となっています。

なお、過去4年間においては、内部障がいの占める割合は微増傾向（令和2年度510人⇒令和4年度512人）にあり、肢体不自由（令和2年度907人⇒令和4年度は825人）、聴覚・言語障がい（令和2年度153人⇒令和4年度は145人）、視覚障がい（令和2年度83人⇒令和4年度は77人）は減少傾向にあります。



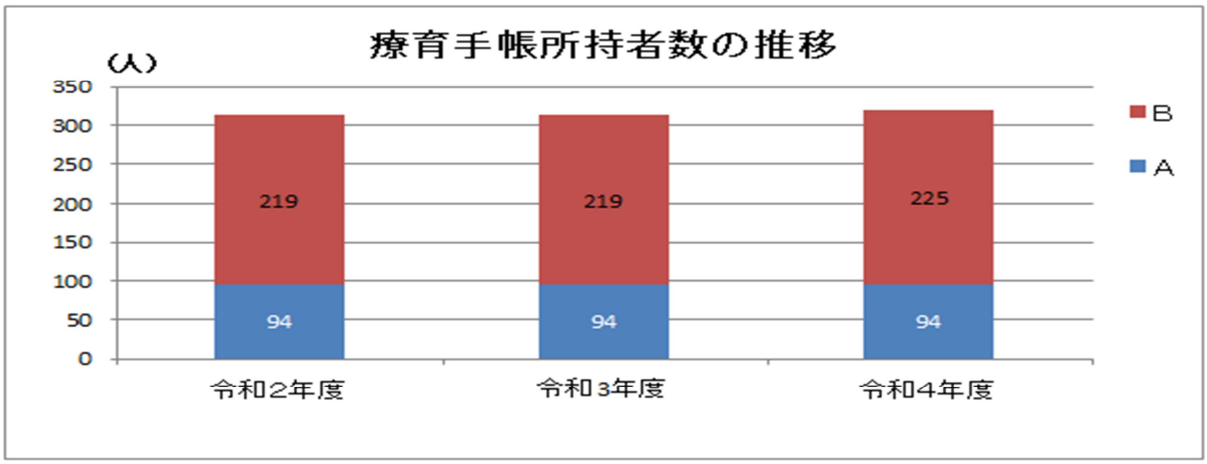
（各年度3月31 日現在）

障がい種類別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	83 人（ 5.0%）	78 人（ 4.8%）	77 人（ 4.9%）
聴覚・言語障がい	153 人（ 9.3%）	150 人（ 9.3%）	145 人（ 9.3%）
肢体不自由	907 人(54.9%)	871 人(53.9%)	825 人(52.9%)
内部障がい	510 人(30.8%)	516 人(32.0%)	512 人(32.9%)
計	1,653 人	1,615 人	1,559 人

(2)知的障がい者

令和 4 年度末の療育手帳所持者数は、319 人となっています。障がい等級別では、A（重度）の人が 94 人で 29.5%、B（中軽度）の人が 225 人で 70.5%となっています。

等級別にみると、Aは横ばい、Bは微増となっています。



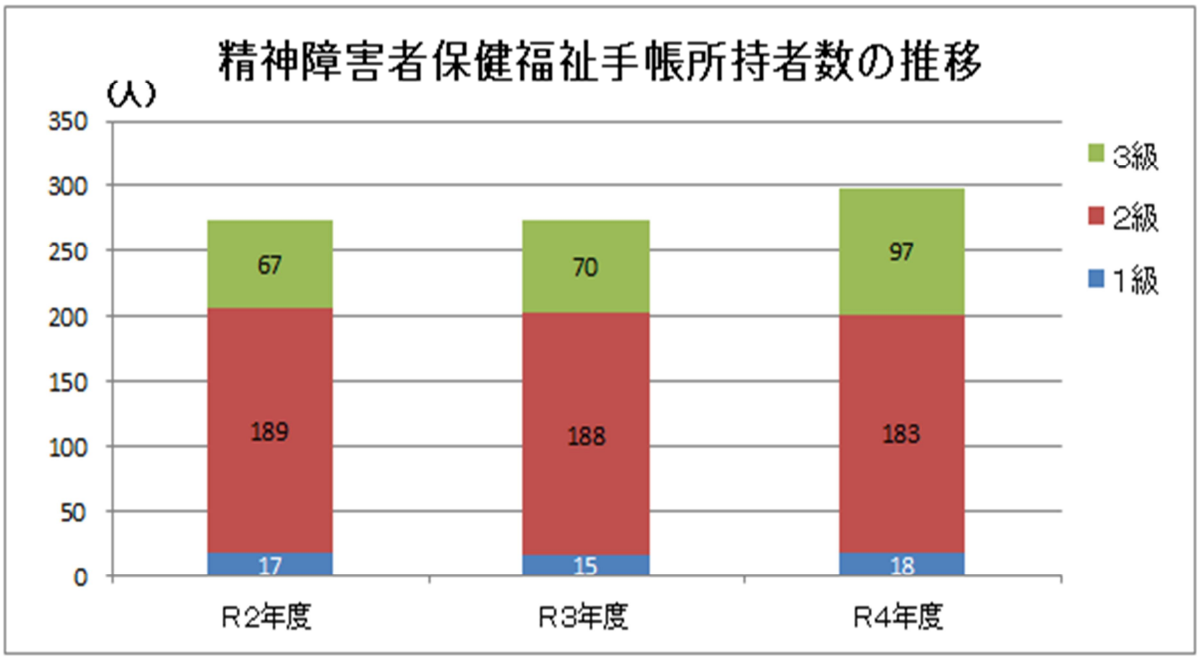
（各年度3月31 日現在）

障がい等級	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度
A	94 人(30.0%)	94 人(30.0%)	94 人(29.5%)
B	219 人(70.0%)	219 人(70.0%)	225 人(70.5%)
計	313 人	313 人	319 人

(3)精神障がい者

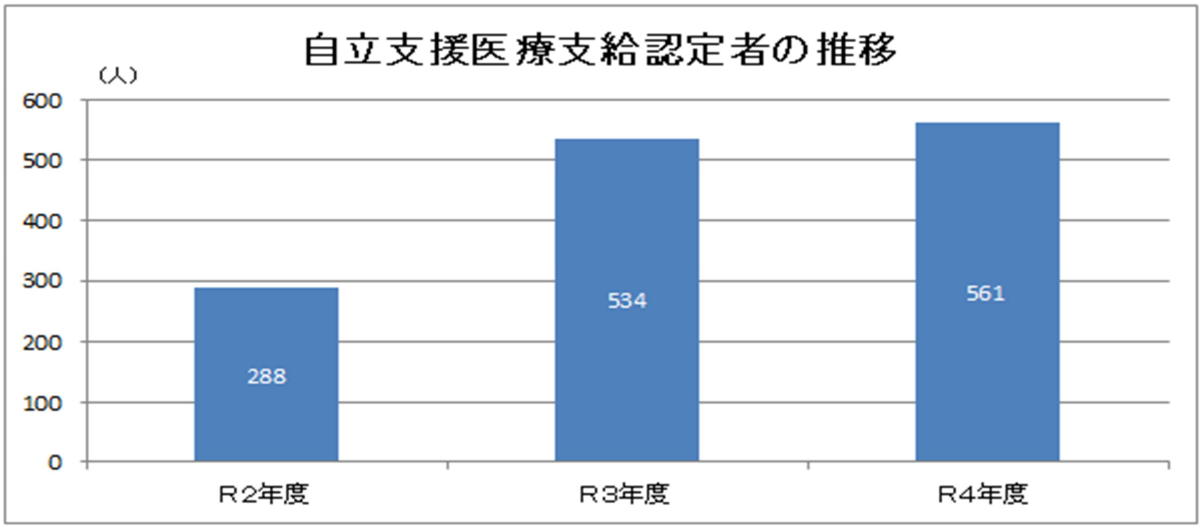
令和４年度末の精神障害者保健福祉手帳の所持者は 298 人で、手帳所持者は年々増加傾向にあります。

また、自立支援医療（精神通院）の支給認定者数も、年々増加しています。なお、人数については「支給認定者数」であり、令和2年3月から令和3年2月までに有効期間が満了する方についてはコロナ感染症の影響を踏まえた国の通知により、更新申請をしなくても1年間自動延長となる措置がとられたため、令和2年度の支給認定者数は減少しておりますが、実際には 288 人よりも多くの方が利用しています。



（各年度3月31 日現在）

障がい級別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	17 人（　6.2%）	15 人（　5.5%）	18 人（　6.0%）
2級	189 人(69.2%)	188 人(68.9%)	183 人(61.4%)
3級	67 人(24.6%)	70 人(25.6%)	97 人(32.6%)
計	273 人	273 人	298 人



(4)障がい別障がい児

令和 4 年度末の障がい手帳所持者のうち障がい児は 72 人で、手帳所持者全体の 3.3%となっています。令和元年度と比較すると身体の割合は減少していますが、知的、精神の割合は若干ですが増加しています。

障がい等級別		令和元年度			令和4年度		
		全体	障がい児	障がい児の割合	全体	障がい児	障がい児の割合
身体障がい	1級	427 人	9 人	2.1%	415 人	9 人	2.2%
	2級	259 人	4 人	1.5%	230 人	4 人	1.7%
	3級	357 人	3 人	0.8%	334 人	1 人	0.3%
	4級	451 人	3 人	0.7%	411 人	3 人	0.7%
	5級	86 人	0 人	0.0%	77 人	0 人	0.0%
	6級	113 人	2 人	1.8%	92 人	0 人	0.0%
身体障がい合計		1,693 人	21 人	1.2%	1,559 人	17 人	1.1%
知的障がい	A	95 人	10 人	10.5%	94 人	9 人	9.6%
	B	214 人	38 人	17.8%	225 人	42 人	18.7%
知的障がい合計		309 人	48 人	15.5%	319 人	51 人	16.0%
精神障がい	1級	17 人	0 人	0.0%	18 人	0 人	0.0%
	2級	172 人	1 人	0.6%	183 人	3 人	1.6%
	3級	68 人	1 人	1.5%	97 人	1 人	1.0%
精神障がい合計		257 人	2 人	0.8%	298 人	4 人	1.3%
3障がい合計		2,259 人	71 人	3.1%	2,176 人	72 人	3.3%

3.障がい者等にかかる各種調査

(1)障がい児の保護者に対するアンケート調査（魚津市）

令和5年8月に、障がい児の保護者に対し、生活状況や施策ニーズについて郵送によるアンケート調査を行いました(配布数70、回収数45)。

困ったときの相談先としては、幼児期には家族・親類のほか病院や児童発達支援センター等の専門機関、学齢期では学校や通所先等の身近な相談機関が多く挙げられました。概ね満足しているという結果でしたが、自由記載では、コロナ禍で保護者同士の交流が少なかったこともあり、同じ境遇にある方との交流する機会等を希望する意見や、障がい児を持つ先輩保護者への相談できる機会を望む声がありました。

幼児期・学齢期に求める支援について尋ねると、園や学校生活のサポートや専門的な指導を求める意見が多く、教員や他児の理解や配慮を求める意見もありました。6割以上の人が現状について満足しているとの回答がありましたが、これからの学校生活についての不安を多くの保護者が挙げています。

サービスの満足度については、多くの人が満足しているとの回答でしたが、事業所を選ぶ選択肢が少ないことや延長利用に対する利用料金等に対する不満が意見としてありました。そのほか、福祉サービスに関する意見として、急にサービス利用を使いたい時の対応や多様なサービス利用、より専門的なサービスの提供を求める意見がありました。。

調査の結果の詳細は、資料編にまとめています。

(2)障がい福祉事業所に対するアンケート調査（新川地域自立支援協議会相談支援部会）

令和5年8月に新川圏域の障がい福祉事業所に対し、障害福祉サービス提供における現状・課題と今後3年間の事業予定を把握する目的でアンケート調査を行いました。（回答数70事業所）

「現在の事業の提供状況と今後の提供意向」について、定員の増員や稼働日の増加等を考えている事業所は全体で5事業所と多くの事業所は現状維持という回答となりました。また、ほとんどの事業所で「サービス利用者の追加や新規受け入れ可能」との回答を行っているが、その一方で「希望される時間帯に利用が集中し、依頼時には定員に達していたケース」や「障がい種別等のため事業所では対応できなかったケース」も多く、「急なサービス利用の意向に対して受け入れできなかったことがあった」との回答が多かった。不足していると感じられる福祉サービス事業については、居宅介護、短期入所、生活介護、就労継続支援A型、共同生活援助等の意見が多かった。

各事業所が感じている課題としては、「事業の提供場所の確保」や「職員の確保が困難」との意見が多かった。特に「職員の高齢化」や「専門的な人材の不足」を課題とする事業所が多く、地域での障害者に対する理解を得るための啓発活動や事業所の垣根を越えた研修会の実施を望む声があった。

そのほか、利用者からは早朝、夕方などの利用時間延長や土日・祝日での受け入れを望む声が多くあるものの、対応できる職員が不足しているため対応が困難であるという意見があった。事業者からは、新川圏域の事業者で連携を図り、地域で一体となって障がい者が暮らしやすい体制づくりを望む声がありました。

第3章 地域生活移行等の目標の設定について

国の基本指針では、障がい者等の自立を促す観点から、障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保について令和8年度を目標年度として、次に掲げる事項に成果目標を設定することとされています。

本市では次のとおり設定しました。

1.福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1)地域生活への移行

国基本指針　令和4年度末時点で施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減すること。

本市の目標　国の方針、過去の実績等を考慮し、現在の施設入所者から地域生活へ移行する目標を3人（6.5%）とし、施設入所者数については、令和8年度末までに令和4年度末の入所者数から3人削減（6.5%）することを目標と設定します。

項目	数値目標		考え方
令和4年度末の施設入所者数(A)	基準値	46人	令和4年度末時点の施設入所者数
令和8年度末の施設入所者数(B)	目標値	43人	令和8年度末時点の施設入所者数
入所者減少見込数（A－B）	目標値	3人（6.5%）	令和8年度末時点での減少見込数
地域生活移行者数	目標値	3人（6.5%）	(A)のうち、令和8年度末までに地域生活に移行する者の数

2.精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、関係機関・関係団体と協力し、精神障がいにも対応した「地域包括ケアシステム」を構築していくことが重要です。新川圏域では、平成30年4月に新川地域自立支援協議会精神部会に協議する場を設置しました。ケアシステム構築推進のため協議の場の活動指標を下記のとおり設定します。

協議の場の名称	新川地域自立支援協議会精神部会

項目	数値目標(令和6年度～令和8年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	各年度2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	各年度60名
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	各年度1回

精神障がい者で長期入院者のうち、一定数は、地域の精神保健医療福祉体制を整備することにより地域生活への移行が可能であるとの考え方に基づき、国の基本指針の算定式により基盤整備

量（利用者数）について設定しました。今後、地域移行に必要な体制の整備について関係機関と連携し検討してまいります。

魚津市の令和8年度末時点での推計

地域移行に伴う基盤整備量	25.0 人	令和8年度末時点の地域移行に伴う基盤整備量（総数）
	12.0人	うち 65 歳未満
	13.0人	うち 65 歳以上

精神障がい者等のサービス利用者数見込数

（第4章　1.障害福祉サービス見込量の精神障がい者に係る内数）

項目	各年度の見込量（1か月あたりの見込量）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	25人	25人	25人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の自立生活援助（生活訓練）の利用者数	0人	0人	0人

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

居住支援機能と地域支援機能を複数の機関が分担してその機能を面的に担う地域生活支援拠点の面的な体制を圏域で整え、地域生活支援拠点等の機能充実を図っていきます。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置についても新川地域自立支援協議会において検討を進めます。

また、強度行動障害を有する障がい者の支援体制の充実を図るために、新川圏域において支援ニーズの把握に努め、関係機関が連携した支援体制の構築も検討します。

地域生活支援拠点等の機能充実のため下記のとおり活動指標を設定します。

項目	数値目標（令和6年度～令和8年度）
地域生活支援拠点等の整備	1箇所
地域生活支援拠点等の機能充実のための運営状況の検証・検討の実施回数	年1回以上
強度行動障害を有する障がい者の支援体制の整備	計画期間中に新川圏域で1箇所確保することにします。

4.福祉施設から一般就労への移行等

(1)福祉施設から一般就労への移行に関する目標値

国基本指針　令和8年度中に令和3年度末時点の一般就労移行実績の 1.28倍以上を基本とし、このうち就労移行支援事業については、一般就労移行実績の 1.31倍以上、就労継続支援A型事業については 1..29倍以上、就労継続支援B型事業については1.28倍以上を目指すこと。

本市の目標　令和3年度の実績が0人であったことから、令和2年度から令和4年度までの3年間の平均値4人を基準値とし、令和8年度の福祉施設から一般就労へ移行する人を 1.5倍の6人と設定します。就労移行支援事業から1人、就労継続支援A型事業から3人、就労継続支援B型から2人の一般就労への移行を目指します。

年度	項目		数値目標		考え方
令和3年度	一般就労移行者数		基準値	4人	福祉施設を退所して一般就労する数
		就労移行支援	基準値	1人	就労移行支援事業から一般就労する数
		就労継続支援A型	基準値	2人	就労継続支援A型事業から一般就労する数
		就労継続支援B型	基準値	1人	就労継続支援B型事業から一般就労就労する数
令和8年度	一般就労移行者数		目標値	6人（1.5倍）	福祉施設を退所して一般就労する数
		就労移行支援	目標値	1人（1倍）	就労移行支援事業から一般就労する数
		就労継続支援A型	目標値	3人（1.5倍）	就労継続支援A型事業から一般就労する数
		就労継続支援B型	目標値	2人（2倍）	就労継続支援B型事業から一般就労就労する数

(2)一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合【新規】

国基本指針　令和8年度における就労移行支援行事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすること。

本市の目標　令和8年度における一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とします。

(3)就労定着支援援事業の利用者数

国基本指針　令和8年度中の就労定着支援事業利用者数の目標数値として、令和3年度の利用者数実績の1.41倍以上とすること。

本市の目標　令和8年度の就労定着支援事業の利用者を2人とします。

項目	数値目標		備考
令和3年度の就労定着支援事業利用者数	基準値	1人	令和3年度に就労定着支援事業を利用する人数
令和8年度の就労定着支援事業利用者数	目標値	2人（2.0倍）	令和8年度に就労定着支援事業を利用する人数

(4)就労定着支援事業所ごとの就労定着率

国基本指針　令和8年度において就労定着率が7割以上である就労定着支援事業所が就労定着支援事業所全体の2割5分以上とすること。

本市の目標　令和5年度末で本市には就労定着支援事業所がありませんが、指針に基づき令和8年度の就労定着率が7割以上である就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とします。

5.障がい児支援の提供体制の整備等

(1)児童発達支援センターの設置

国基本指針　児童発達支援センターを各市町村又は圏域に1箇所以上設置すること。

本市の目標　令和6年度に魚津市立つくし学園を廃止し、新たに法人運営による児童発達支援センターが開設されます。地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけたうえで、重層的な地域支援体制を構築します。

(2)インクルージョン※推進体制の構築

国基本指針　全ての市町村における保育所等訪問支援等を活用しながらインクルージョンを推進する体制を構築する。

本市の目標　児童発達支援センターにおいて、保育所等訪問支援を行っており、今後も圏域で支援体制の充実に努めます。

※インクルージョン

障害者を含むすべての人々が社会の中で尊重され、その能力を発揮できる環境を作ること。障害者の自立と社会参加を支援するための取組。

(3)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国基本指針　主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等サービス事業所を令和8年度末までに市町村又は圏域に1箇所以上確保する。

本市の目標　重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域で1箇所以上確保することに向け検討を進めます。

(4)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国基本指針　令和8年度末までに各市町村又は圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

本市の目標　新川圏域自立支援協議会児童部会を協議の場とし、関係機関との連携を図ります。医療的ケア児に関するコーディネーターについては、養成研修等の受講を促し、コーディネーターの配置を推進します。

項目	数値目標(令和6年度～令和8年度)
医療的ケア児に対する関連分野を調整するコーディネーターの配置人数	圏域で毎年1名以上の新規受講

6.相談支援体制の充実・強化等

令和8年度末までに、市町村（圏域での設置も含む）において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することとされています。新川圏域においては、令和6年度に地域生活支援拠点を面的に整備することとしており、新川地域自立支援協議会相談支援部会を相談支援体制の充実・強化を推進する中心的な場として位置付けています。今後、基幹相談支援センター等の設置と併せ、相談支援体制の充実強化の機能を担っていくことについて検討します。

相談支援体制の充実・強化のための活動指標を下記のとおり設定します。

体制の名称	新川地域自立支援協議会相談支援部会

項目	数値目標（令和6年度～令和8年度）
基幹相談支援センターの設置	計画期間中に新川圏域で1箇所確保することします。
地域の相談支援専門事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	基幹センター設置時に年間48件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	基幹センター設置時に年間48件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	基幹センター設置時に年間48件
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善	年間 12 回

7.障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等利用状況を把握し、真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているかの検証、相談支援専門員やサービス管理責任者等の計画的な養成、意思決定支援に関する研修の推進など、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する必要があります。本市では職員が各種研修に積極的に参加することによりスキルの向上を図ることとします。また、障害者自立支援審査支払等システムを活用したサービス利用状況などの情報を新川地域自立支援協議会を通じ、圏域の事業所や関係機関と共有することで、より適切なサービスの提供に繋げます。

障害福祉サービス等の質を向上させるための活動指標を下記のとおり設定します。

項目	数値目標（令和6年度～令和8年度）
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制	新川地域自立支援協議会
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	年間2人以上
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無及びその実施回数	新川地域自立支援協議会において年1回以上実施

8.発達障がい者等に対する支援

発達障がい者（児）の早期発見・早期支援には発達障がい者（児）及びその家族等への支援が重要です。保護者等が発達障がいの特性を理解し必要な知識や方法を身につけ適切な対応ができるよう、富山県障害者発達支援センターや児童発達支援センターと連携し保護者等に対する支援体制の確保を図ります。

当市ではこれまで実績がありませんが、保護者等の支援にかかる活動指標を下記のとおり設定します。

項目	数値目標 （令和6年度～ 令和8年度）	備考
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	年1人以上	【ペアレントトレーニング】 子どもの持つ困難さを理解し、対処方法を学ぶことでより良い関わり方を実践できるようにすること
ペアレントメンターの人数	年1人以上	【ペアレントメンター】 ペアレントメンターは、発達障がいの子どもを育てた経験のある親であり、同じ親の立場でよき相談相手となれる方
ピアサポート活動への参加人数	年1人以上	【ピアサポート】 同じ悩みを持つ人、同じ状況におかれている仲間がお互いに支え合う取組

9.障がい者等に対する虐待の防止≪新規≫

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」を踏まえ、虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対して、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障がい者等及びその養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めます。また、県が実施する障がい者等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止についての研修に積極的参加するよう各事業所にも呼びかけ、今後も関係機関との連携により効果的な体制の構築に努めます。合わせて、障がい者への理解を深めるための活動や障がい者等への虐待防止について周知する活動など、啓発活動にも取り組んでまいります。

権利擁護の取組みについては、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して制度の周知を行うとともに、当該制度利用の支援を促進します。

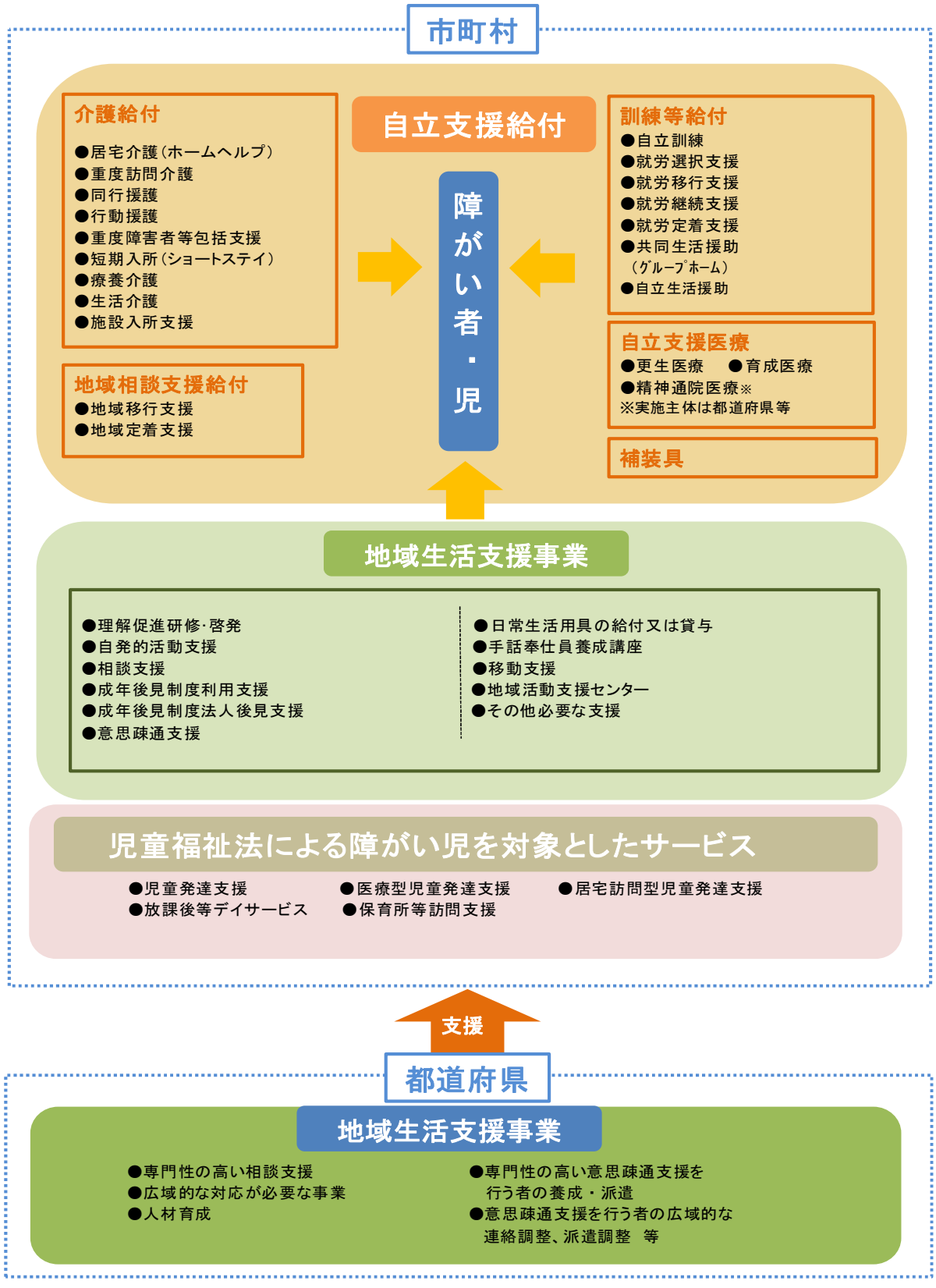
10.地域生活移行等の実績と目標数値のとりまとめ

（下表について、いずれも令和4年度は実績、令和5年度は見込み、令和6～8年度は目標数値）

	項目		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
1.福祉施設の入所者の地域生活への移行	施設入所者数		46人	46人	45人	44人	43人
	（R4年度との比較）				（△1人）	（△2人）	（△3人）
	地域生活移行者数		0人	0人	1人	1人	1人
2.精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		3回	2回	2回	2回	2回
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数		59名	60名	60名	60名	60名
3.地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点等の機能充実のための運営状況の検証・検討の実施回数		1回	1回	1回以上	1回以上	1回以上
	強度行動障害を有する障がい者の支援体制の整備		―	―	計画期間中に新川圏域で1箇所確保		
4.福祉施設から一般就労への移行等	一般就労移行者数		9人	3人	4人	5人	6人
		就労移行支援	0人	1人	1人	1人	1人
		就労継続支援A型	7人	1人	2人	3人	3人
		就労継続支援B型	2人	1人	1人	1人	2人
	就労定着支援事業利用者数		1人	1人	1人	2人	2人
5.障がい児支援の提供体制の整備等	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		圏域で1箇所	圏域で1箇所	圏域で1箇所	圏域で1箇所	圏域で1箇所
	医療的ケア児に対する関連分野を調整するコーディネーターの配置人数		圏域で9人	圏域で12人	圏域で13人	圏域で14人	圏域で15人
6.相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターの設置		―	―	計画期間中に新川圏域で1箇所確保		
	地域の相談支援専門事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数		12件	12件	12件	12件	48件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		12件	12件	12件	12件	48件
	地域の相談機関との連携強化の取組取組の実施回数		12回	12回	12回	12回	48回
	協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善		12回	12回	12回	12回	12回
7.障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数		1人	1人	年間2人以上		
	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無及びその実施回数		0回	1回	新川地域自立支援協議会で年1回以上		
8.発達障がい者等に対する支援	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数		0人	0人	年1人以上	年1人以上	年1人以上
	ペアレントメンターの人数		2人	3人	年1人以上	年1人以上	年1人以上
	ピアサポート活動への参加人数		0人	0人	年1人以上	年1人以上	年1人以上

第4章　魚津市のサービス量の見込と提供体制の確保策

障害者総合支援法、児童福祉法に基づく障害福祉サービスの体系は、障害者総合支援法による自立支援給付及び地域生活支援事業、児童福祉法による障がい児を対象としたサービスで構成されています。



障害支援区分に応じて利用できる障害福祉サービス

障害支援区分			区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1
介護給付	訪問系	居宅介護	■	■	■	■	■	■
		重度訪問介護	■	■	■			
		同行援護 ※	■	■	■	■	■	■
		行動援護	■	■	■	■		
		重度障害者等包括支援	■					
	日中活動系	生活介護	■	■	■	■	50歳以上	
		療養介護	■	■				
		短期入所 （ショートステイ）	■	■	■	■	■	■
	居住系	施設入所支援	■	■	■	50歳以上		
訓練等給付	訓練系	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	障害支援区分にかかわらず利用が可能です。					
		就労選択支援						
		就労移行支援						
		就労継続支援 （A型・B型）						
		就労定着支援						
	居住系	共同生活援助 （グループホーム）						
		自立生活援助						
相談支援給付		計画相談支援						
		地域移行支援						
		地域定着支援						

※同行援護アセスメント票にて調査

Ⅰ.障害福祉サービス

第6期でのサービス実績を踏まえながら、本市における第7期の見込量を次のように設定します。

※令和3、4年度実績は各年度3月分、令和5年度見込みは4月から11月までの利用実績の平均人数を記載。

(1)訪問系サービス

≪サービスの概要≫

サービス名	内　容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行し、移動に必要な情報の提供(代筆・代読)、移動の援護等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数サービスを包括的に行います。

≪第6期の実績と第7期の見込量(1ヶ月あたりの見込量)≫

これまでの利用者の実績と伸びに基づき推計し、地域移行を推進するためには、訪問系サービスの充実が必要である点を加味して算出しました。

サービス名	単　位		R3年度(実績)	R4年度(実績)	R5年度(見込)	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	利用者数	人	37	39	46	48	50	52
	利用量	時間分	377	397	420	440	460	480
重度訪問介護	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	時間分	0	0	0	0	0	0
同行援護	利用者数	人	1	0	6	6	6	6
	利用量	時間分	3	0	16	20	20	20
行動援護	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	時間分	0	0	0	0	0	0
重度障がい者等包括支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0

≪確保のための方策等≫

今後も、障がい者等の地域生活への移行が進むことによる利用の増加や利用者の高齢化による介護保険との調整が必要なケースの増加が予想されます。障がい者の自立支援を促進するため、居宅における入浴、排せつ、食事の介護などのホームヘルプサービスをはじめとした訪問系サービスの充実と支援の必要性に基づき、障がい種別を問わず支給量の確保に努めます。

(2)日中活動系サービス

≪サービスの概要≫

サービス名	内　　容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練・ 生活訓練）	自立した日常生活及び社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用した支援を実施します。（令和7年10月開始予定）
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A型 （雇用型）	事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。 なお、労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。
就労継続支援 B型 （非雇用型）	就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は締結しない） 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がい者について、就労に伴う生活面に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導助言を行います。
療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

≪第6期の実績と第7期の見込量（1ヶ月あたりの見込量）≫

現在の利用者数、特別支援学校卒業生等の新規利用見込数、入所施設からの地域生活移行者見込数等を踏まえて算出しています。

就労継続支援（A型・B型）は、特別支援学校卒業生等の新規利用見込数を踏まえ、A型、B型ともに1人1月あたり20日の増加を見込みます。

サービス名	単 位		R3年度（実績）	R4年度（実績）	R5年度（見込）	R6年度	R7年度	R8年度
生活介護	利用者数	人	110	106	111	112	113	114
	利用量	人日分	2,215	2,123	2,100	2,120	2,140	2,160
（うち重度障がい者に係る見込量）	利用者数	人	ー	―	14	14	14	14
自立訓練（機能訓練）	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日分	0	0	0	0	0	0
就労選択支援	利用者数	人	ー	ー	ー	ー	1	1
自立訓練（生活訓練）	利用者数	人	1	0	0	2	2	2
	利用量	人日分	22	0	0	44	44	44
就労移行支援	利用者数	人	4	5	9	10	11	12
	利用量	人日分	70	63	90	100	110	120
就労継続支援（A型）	利用者数	人	32	33	44	45	46	47
	利用量	人日分	672	665	720	740	760	780
就労継続支援（B型）	利用者数	人	102	101	125	126	127	128
	利用量	人日分	1,836	1,890	1,900	1,920	1,940	1,960
就労定着支援	利用者数	人	3	1	1	2	2	3
療養介護	利用者数	人	12	9	9	10	10	10
短期入所	利用者数	人	14	10	22	22	22	22
	利用量	人日分	84	68	110	110	110	110
（うち重度障がい者に係る見込量）	利用者数	人	―	―	2	2	2	2

≪確保のための方策等≫

相談支援体制の充実を図り、障がい者が必要とするサービスを把握するとともに、安定的なサービス提供体制が確保されるようサービス事業者等との連携に努めます。

(3)居住系サービス

≪サービスの概要≫

サービス名	内　　容
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 (ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助(グループホーム)を利用していた人が在宅で自立した生活を営む上での様々な問題について、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や、随時通報を受けて相談に応じ、必要な情報提供や助言などの援助を行います。

≪第6期の実績と第7期の見込量(1ヶ月あたりの見込量≫

グループホームについては、現在の利用者数、入所施設からの地域生活移行者見込数、退院可能精神障がい者数、施設の状況を踏まえて算出しています。

施設入所支援については、現在の利用者数、入所施設からの地域生活移行者見込数を踏まえて算出しています。

サービス名	単 位		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度	R7年度	R8年度
施設入所支援	利用者数	人	48	47	46	45	44	43
共同生活援助 (ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ)	利用者数	人	56	57	63	63	63	63
(うち重度障がい者に係る見込量)	利用者数	人	1	1	1	2	2	2
自立生活援助	利用者数	人	0	0	0	2	2	2

≪確保のための方策等≫

グループホームは、市内には12箇所ありますが、今後、福祉施設に入所している人や入院中の精神障がい者が地域生活へ移行するためには、居住の場を確保していく必要があります。

今後は、地域住民の障がい者への理解を促し、既存のグループホームの増員や民家等を活用した整備等を新川圏域2市2町で連携し、促進していきます。

また、自宅やグループホーム等での生活が困難な人に対して、施設への入所支援に努めます。

(4)相談支援

≪サービスの概要≫

サービス名	内　容
計画相談支援	サービスを利用する障がい者等の心身状態や生活環境、日常生活の状況などをアセスメントし、必要なサービスの利用計画を作成します。
地域移行支援	施設・病院から退所・退院する予定の障がい者に対して、地域移行への様々な相談や住居の確保、同行支援、関係機関との調整などを行います。
地域定着支援	施設・病院から退所・退院したり、家族から独立し家族の支援を受けられない障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の訪問や相談を行います。

≪第6期の実績と第7期の見込量（1ヶ月あたりの見込量≫

計画相談支援については、障害福祉サービスの受給者証交付数を基礎として、3年間で計画的に全ての利用者（ケアプラン対象者及び児童を除く）を対象に1人あたり年2回実施するものと仮定して算出しています。地域移行支援・地域定着支援については、入所施設からの地域生活移行者見込数、退院可能精神障がい者数等を踏まえて算出しています。

サービス名	単 位		R3年度（実績）	R4年度（実績）	R5年度（見込）	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	利用量	時間分	73	67	70	71	72	73
地域移行支援	利用者数	人	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	利用者数	人	1	2	2	2	2	2

≪確保のための方策等≫

障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決やさまざまなニーズに対応したサービスが利用できるようサービス等利用計画を作成します。また、サービスの利用が障がい者の状況やニーズに適合しているかを確認するためのモニタリングを実施し、きめ細かく支援していきます。

2.地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者等が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。

本市では、障がい者等がその有する能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、魚津市の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態での事業を実施します。

(1)必須事業

① 理解促進・啓発事業

≪事業の概要≫

障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

≪事業の見込量≫ ※令和3年度から令和5年度は実績。

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
事業実施の有無	有	有	有	有	有	有

≪確保のための方策等≫

新川圏域の2市2町と新川地域自立支援協議会が連携して、住民が障がい者等に対する理解を深めるための新川地域の障がい者福祉事業所等を訪問する事業を実施します。

② 自発的活動支援事業

≪事業の概要≫

障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

≪事業の見込量≫ ※令和3年度から令和5年度は実績。

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
事業実施の有無	有	有	有	有	有	有

≪確保のための方策等≫

魚津市障害者連合会、魚津市手をつなぐ育成会及び魚津市精神障がい者家族会等に委託するなどして、自発的な活動を支援していきます。

③ 相談支援事業

≪事業の概要≫

事業名	内　容
障がい者相談支援事業	障がい者等や家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	専門的な職員を配置し、地域における相談支援事業所に対し、指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援することで相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人等がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に関わる支援を行います。

≪事業の見込量≫ ※令和3年度及び4年度は実績、令和5年度は見込み。

事業名	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
障がい者相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
基幹相談支援センター等機能強化事業	無	無	無	無	無	有
住宅入所等支援事業	無	無	無	無	無	無

≪確保のための方策等≫

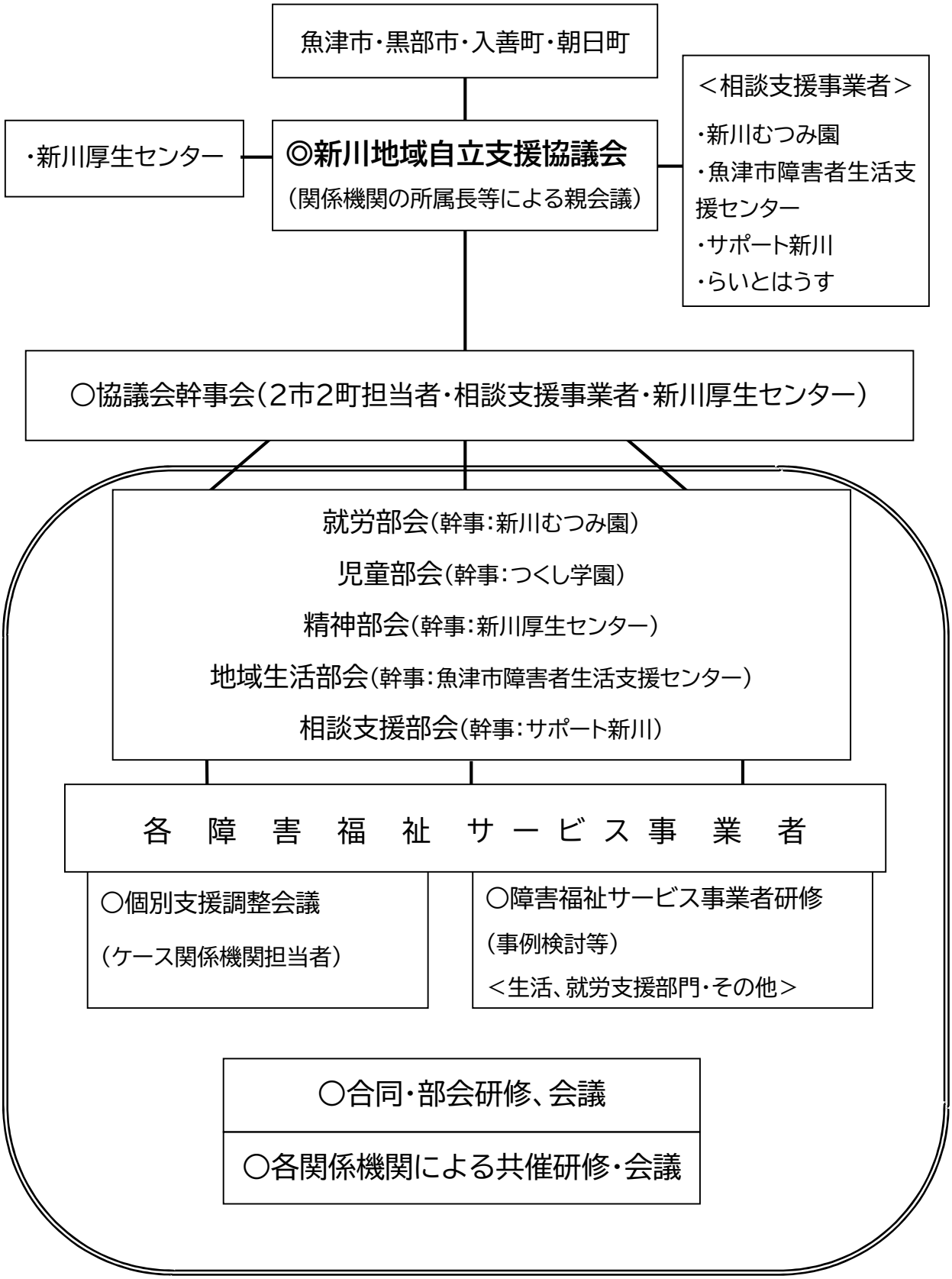
相談支援事業は、支給決定やサービス利用におけるケアマネジメントの推進にも重要な役割を果たすものです。そのため、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携を実施する体制を確保する必要があります。

障がい者等への相談支援については、社会福祉法人魚津市社会福祉協議会に委託して、魚津市障害者生活支援センターに相談員を配置し、各種相談に応じるとともに、サービス利用に関する連絡調整を実施します。また、特に専門的な知識・技術が必要な精神障がい者への相談支援については、新川圏域で連携し、医療法人社団信和会障害者社会復帰センターあゆみの郷に委託して実施します。

また、相談支援事業を効果的に実施するため、障がい者等を地域で支えるための仕組みづくりの中核的役割を果たすことを目的として、相談支援事業者、行政、保健、医療、障害福祉サービス事業者、公共職業安定所、特別支援学校、障がい者関係団体等で構成する新川地域自立支援協議会を活用し、地域の関係機関によるネットワークを構築するとともに、今後、基幹相談支援センターの設置について圏域で検討していく必要があります。

住宅入所等支援事業については、障がい者の地域移行に取り組んでいく中で、ニーズを把握し、実施体制などについて検討してくこととします。

新川地域自立支援協議会ネットワーク体制



④ 成年後見制度利用支援事業

≪事業の概要≫

身寄りのない方が成年後見制度の利用を希望される場合に市長が親族に代わって申し立てを行います。また、経済的な理由から申立経費や後見人などの報酬が支払えない人には経費の全部又は一部を助成します。

≪事業の見込量≫

現在の利用者数を踏まえて算出しています。

※令和3年度及び4年度は実績、令和5年度は見込み。

区　分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数 （経費助成）	2名	2名	3名	5名	5名	5名

≪確保のための方策等≫

この事業は、魚津市地域包括支援センター、相談支援事業所、法人後見実施事務所等と連携を図りながら、事業の周知やサービスの利用を促進します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

≪事業の概要≫

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

≪事業の見込量≫

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
事業実施の有無	有	有	有	有	有	有

≪確保のための方策等≫

この事業は、社会福祉法人魚津市社会福祉協議会に委託して実施します。また、令和3年度からは魚津市成年後見支援センターを社会福祉課内に設置しており、社会福祉課と魚津市社会福祉協議会で連携し、適切な支援につなげる仕組みを構築します。

⑥ 意思疎通支援事業

≪事業の概要≫

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、障がい者等とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

≪事業の見込量≫

現在の利用者数を踏まえて算出しています。

○ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

※令和3年度及び4年度は実績、令和5年度は見込み。

区　分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業利用件数	7件	0件	5件	5件	5件	5件

≪確保のための方策等≫

手話通訳者派遣事業は、社会福祉法人富山県聴覚障害者協会に委託して実施しますが、連携を図りながら、事業の周知やサービスの利用を促進します。手話通訳者の養成等については、富山県等が実施する研修会への参加を促進します。

また、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の推進を図ります。

⑦ 日常生活用具給付等事業

≪事業の概要≫

重度の障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、日常生活の便宜を図ります。

区　分	内　容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの障がい者等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいす等
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がい者等の入浴、食事、移動などの自立支援を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計などの、障がい者等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの、障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用装具などの障がい者等の排泄管理を支援する衛生用具
在宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

≪事業の見込量≫

現在の利用状況を踏まえて算出しています。排泄管理支援用具については、現在の伸びを勘案して増やしています。

※令和3年度及び4年度は実績、令和5年度は見込み。（単位：件）

区　分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護・訓練支援用具	2	3	3	5	5	5
自立生活支援用具	1	5	5	5	5	5
在宅療養等支援用具	4	2	2	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	2	7	7	7	8	8
排泄管理支援用具 （実利用又は見込み人数）	913 （94）	935 （93）	935 （94）	950 （95）	950 （95）	950 （95）
居宅生活動作補助用具 （住宅改修）	5	2	2	3	4	5

≪確保のための方策等≫

事業の周知を図り、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

≪事業の概要≫

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活、または社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成・研修します。

≪事業の見込量≫

現在の利用者数を踏まえて算出しています。

※令和3年度及び4年度は実績、令和5年度は見込み。

区　分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
養成講習修了者数	9名	4名	4名	8名	10名	10名

≪確保のための方策等≫

手話奉仕員養成研修事業は、社会福祉法人魚津市社会福祉協議会に委託して実施します。

⑨ 移動支援事業

≪事業の概要≫

屋外での移動が困難な障がい者等について、社会生活に必要な外出や、余暇活動等の社会参加のための移動のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。移動支援には、①個別支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援を行う個別支援型、②屋外でのグループワーク、同一イベントへの複数人参加への支援を行うグループ支援型、③福祉バス等車両の巡回による送迎支援を行う車両移送型があります。

≪事業の見込量≫個別支援型

現在の利用者数を踏まえて算出しています。

※令和3年度及び4年度は実績、令和5年度は見込み。

区　分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数	7人	6人	6人	6人	6人	6人
利用延べ時間	110時間	77時間	77時間	80時間	80時間	80時間

≪確保のための方策等≫

移動支援事業は、個別支援型及び車両移送型を実施しており、社会福祉法人魚津市社会福祉協議会等に委託し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。個別支援型については3事業所と、車両移送型は社会福祉法人魚津市社会福祉協議会と委託契約を締結し実施しています。車両移送型について社会状況の変化や利用者の状況やニーズに応じ事業の見直し、検討を行っていきます。

⑩ 地域活動支援センター事業

≪事業の概要≫

障がい者等に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う施設として、地域活動支援センターを設置しています。

≪事業の見込量≫

現在の利用者数を踏まえて算出しています。

※令和3年度及び4年度は実績、令和5年度は見込み。

区　分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
魚津市利用者数	36人	38人	38人	40人	45人	45人
他市町利用者数	45人	46人	46人	48人	48人	48人

※他市町利用者数の欄については魚津市に設置されている地域活動支援センターを利用している他市町の利用者数。

≪確保のための方策等≫

地域活動支援センター事業は、その利用者が広域にわたることから新川圏域2市2町で負担を分担し、医療法人社団信和会障害者社会復帰センターあゆみの郷に事業を委託して実施しています。精神障がい者の活動の拠点の整備、社会との交流の促進を図り、今後利用者が増加するよう広報活動等に努めます。

(2)任意事業

本市の地域生活支援事業として必須事業のほか、次の事業を実施します。

≪事業の概要≫

事 業 名		内　容
訪問入浴サービス事業		重度の身体障がい者等の居宅を訪問し、浴槽を提供し、身体の清潔の保持等のため入浴の介護を行います。
更生訓練費支給事業		就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人及び身体障害者更生援護施設に入所し、更生訓練を受けている人に更生訓練費を支給します。
生活支援事業	生活訓練等事業	障がい者等に対し、日常生活上の必要な訓練又は指導を行います。
	ボランティア活動支援事業	精神障がい者及びその家族等の団体が行う精神障がい者に対するボランティア活動を支援します。
日中一時支援事業		介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障がい者等の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため、スポーツ大会やレクリエーション教室を開催します。
	点字・声の広報等発行事業	文字による情報の入手が困難な障がい者等に、魚津市の広報等の情報を点訳又は音声訳その他障がい者等にわかりやすい方法により提供します。
	奉仕員養成研修事業	手話奉仕員及び朗読奉仕員の養成するため、研修会を開催します。
	自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車の運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

≪事業の見込量≫

現在の利用状況を踏まえて算出しています。

※令和3年度及び4年度は実績、令和5年度は見込み。

区　分	単 位	R3年度（実績）	R4年度（実績）	R5年度（見込）	R6年度	R7年度	R8年度
訪問入浴サービス事業	実施箇所数	0	1	1	1	1	1
	実利用人数	0	1	1	1	1	1
更生訓練費支給事業	実施箇所数	2	2	3	3	3	3
	延べ利用認数	29	21	35	35	35	35
生活支援事業	実施箇所数	3	3	3	4	4	5
	延べ利用人数	136	150	150	200	200	250
日中一時支援事業	実施箇所数	12	12	12	14	15	16
	実利用人数	25	29	30	32	34	36
社会参加促進事業	実施回数	2	3	4	4	4	4
	延べ参加人数	124	161	255	215	218	220
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施回数	1	1	3	3	3	3
	延べ参加人数	110	147	351	200	200	200
奉仕員養成研修事業	実施回数	1	2	1	1	1	1
	延べ参加人数	14	14	4	15	18	20
自動車運転免許取得・改造助成事業	実利用者数	0	0	0	2	2	2

≪確保のための方策等≫

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については、新型コロナウイルス感染症の第5類移行により再開しており、魚津市障害者連合会等への委託事業として実施いたします。奉仕員養成研修事業は、手話奉仕員養成研修事業（基本編）と朗読奉仕員研修事業を隔年で実施します。また、他の事業についても、今後利用者の状況やニーズに応じ、よりよい事業となるよう内容等について関係機関と連携しながら実施していきます。

（魚津市単独事業）

身体障害者デイサービスセンター事業の実施

本市の身体障害者デイサービスセンターの利用者は軽度の人が多く、生活介護事業への移行で多くの人が利用できなくなることから、介護者の身体的、精神的な負担の軽減と共に、障がい者等の社会的孤立感の解消と、社会参加が促進できるよう相互利用を含めた事業の充実を図り、障がい者等の日中活動の場の確保に努めています。

第5章 障がい児を対象としたサービス（第3期障がい児福祉計画）

1.障がい児支援の体系

≪事業の概要≫

＜障がい児通所支援＞　　（市町村による支援）

事業種別	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います
放課後等デイサービス	学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います
保育所等訪問支援	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児で、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対して居宅に訪問して児童発達支援を行います

施設種別	内容
児童発達支援センター （つくし学園）	施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、圏域の中核的な療育支援を行います。

＜障がい児相談支援＞

障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する前の障がい児支援利用計画作成、一定期間ごとに利用状況の検証（モニタリング）を行います
障害児等療育支援事業 （児童発達支援センター）	県委託事業として、新川圏域の在宅障がい児及びその保護者に対して各種の相談・支援を行っています。また、デイサービス事業や障がい児保育を行う保育園等の職員に対し、在宅障がい児の療育に関する技術指導を行い、身近な地域で受けられる療育機能充実を図っています
幼児発達支援教室 「あそびーば」 （健康センター）	親子で発育発達に応じた関わり方を学ぶ教室です。月1回開催しており、継続して経過観察及び支援が必要と思われる場合は、専門機関を紹介するなど、発達障がい児の早期発見・早期支援につなげています。
にこにこ相談会 （市教育委員会）	保護者向けの相談会を月1回、健康センターで実施。お子さん（乳幼児から高校生）の発達や行動等で気になっていることについて保健・福祉・教育の専門家が相談にあたっています。

＜障がい児入所支援＞　　（都道府県による支援）

施 設 種 別	内　　容
福祉型障がい児入所施設 （黒部学園ほか）	保護、日常生活の指導、知識技能の付与
医療型障がい児入所施設 （富山県リハビリテーション病院・子ども支援センターほか）	保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

≪見込量と実績（1月あたり）≫

現在の利用者数、未就学児数、特別支援学校卒業生数等を踏まえて算出しています。

障がい児支援利用計画は、新規とモニタリングを含めて年2回作成すると仮定して算出しています。

区　分	単位		R3年度（実績）	R4年度（実績）	R5年度（見込）	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	利用者数	人	9	16	20	24	25	26
	利用量	人日分	90	181	188	200	210	220
医療型児童発達支援	利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日分	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数	人	44	46	54	55	56	57
	利用量	人日分	491	546	500	510	520	530
保育所等訪問支援	利用者数	人	1	4	10	11	12	13
	利用量	人日分	1	4	10	11	12	13
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	人	0	0	0	1	1	1
	利用量	人日分	0	0	0	1	1	1
障がい児相談支援	利用者数	人	11	19	30	32	34	36

障がい児やその家族に対して、成長発達に即した支援、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な地域で提供する体制の整備に努めるとともに、児童発達支援センターが専門的支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障がい児を預かるサービスの質の担保と量的な拡大を図ります。

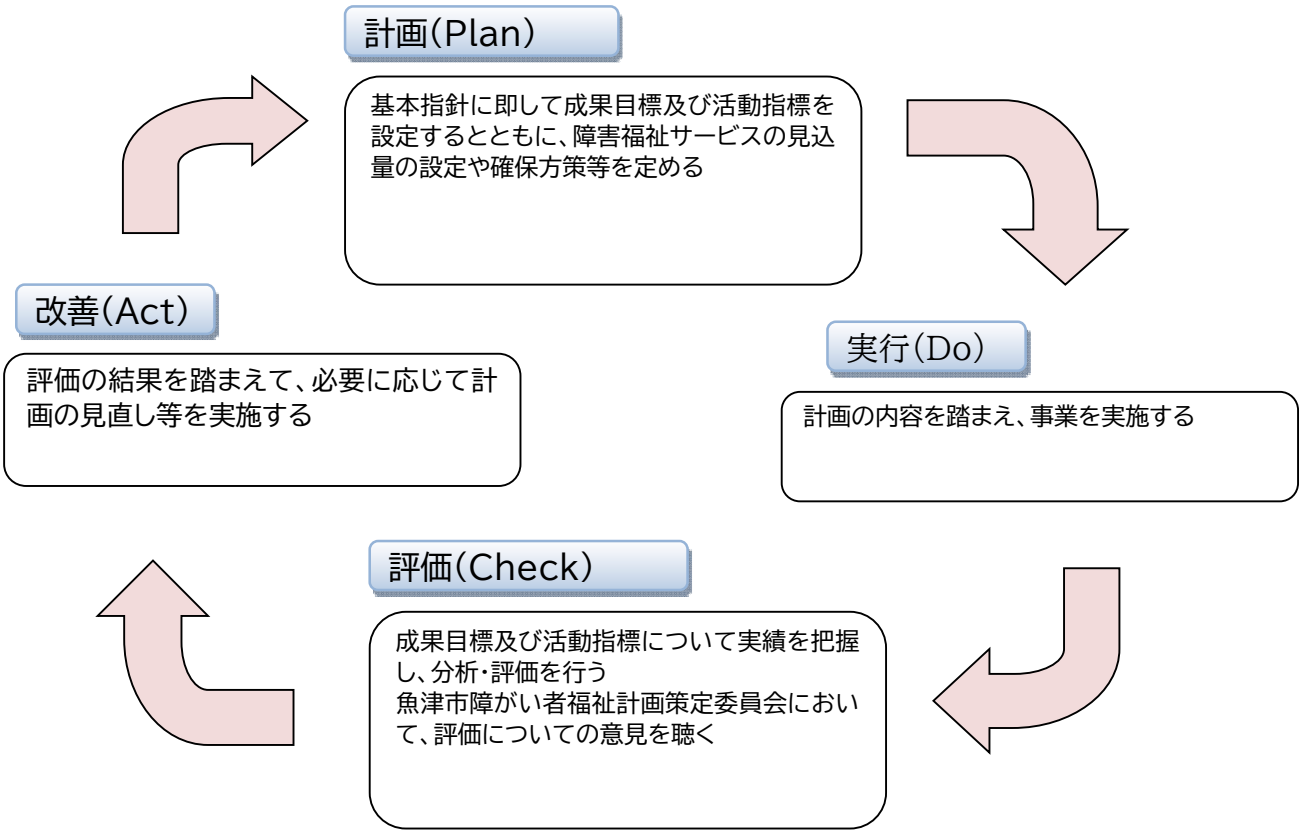
また、成人された後も必要な支援や効果的な支援が途切れることがないよう、教育機関等と連携をとりながら移行が円滑に進む体制を整えていきます。

第6章　計画の達成状況の点検及び評価

本計画を円滑に推進していくためには、常に市内に在住する障がい者等のニーズを把握し、その情報を関係機関と共有しつつあり方を検討していく必要があります。

市の関係各課や魚津公共職業安定所をはじめ関係機関・団体等との連携・協力体制を整え総合的な施策推進に取り組みます。

また、サービス見込量や数値目標の達成状況については、少なくとも年に1回は魚津市障がい者福祉計画策定委員会や新川地域自立支援協議会に報告し、点検、評価を受けるとともに、必要があると認めるときには、計画の変更、事業の見直し等の措置を講じることとします。



資料編 障がい児の保護者に対するアンケート調査結果

(1)調査の概要

障がいや発達課題、さまざまな困り感のある子どもの保護者に生活状況や施策ニーズを尋ね、障がい児福祉計画策定にあたっての基礎資料とするために実施しました。

(2)調査期間

令和5年8月4日～令和5年8月31日

(3)対象

令和5年4月1日現在、魚津市在住で18歳未満である次の方の保護者
①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている方
②通所受給者証、福祉サービス受給者証を交付されている方

(4)調査方法

郵送による配布・回収による自記式調査 （配布数70、回収数45、回収率64.3%）

(5)調査結果

①属性

ア 子どもの年齢と手帳の種類（問1-1,1-4）

単位：人

年齢	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	受給者証	計
0～6歳	5	4		7	16
7～12歳	1	4	1	13	19
13～15歳	1	2		2	5
16～18歳		5			5
計	7	15	1	22	45

イ 主に所属している施設(事業所)（問1-2、1-3）

単位：人

所属先	市内	市外	無回答	計
保育園または認定こども園2・3号	6			6
幼稚園または認定こども園1号	1			1
児童発達支援センター	6			6
小・中学校(普通学級)	6			6
小・中学校(特別支援学級)	13			13
高等学校				
特別支援学校		13		13
専門学校・大学等				
通所施設				
入所施設				
就労している				
所属なし				
計	32	13		45

②相談先

ア 困ったときの相談先(複数回答)(問2-1)

単位:人

年齢区分（人数）	0歳～6歳（16人）		7歳～12歳（19人）		13歳～15歳（5人）		16歳～18歳（5人）	
家族・親族	11	68.8%	11	57.9%	4	80.0%	3	60.0%
友人	3	18.8%	4	21.1%				
障害児の保護者	5	31.3%	6	31.6%			2	40.0%
園・学校等	9	56.3%	12	63.2%	1	20.0%	5	100.0%
サービス事業所	3	18.8%	8	42.1%	3	60.0%	2	40.0%
民生児童委員								
児童相談所					1	20.0%	2	40.0%
市役所	2	12.5%			1	20.0%		
健康センター	2	12.5%						
病院	9	56.3%	8	42.1%			1	20.0%
公共職業安定所								
相談支援事業所			2	10.5%	2	40.0%	1	20.0%
児発支援センター	15	93.8%	8	42.1%				
その他	1	6.3%	1	5.3%	1	20.0%		

※回答の割合は、各年齢区分の実数に対する回答者の割合

身近な相談先 ：家族、親戚、他児の保護者、通所・通学・入所・就労先等

総合的な相談先：児童相談所、市役所等

専門的な相談先：医療機関、相談支援事業所、児童発達支援センター、障害者就業・生活支援センター等

イ 相談先についての満足度(問2-2)

単位:人

年齢区分(人数)	0～6 歳(16 人)		7～12 歳(19 人)		13～15 歳(5 人)		16～18 歳(5 人)	
満足している	15	93.8%	16	84.2%	3	60.0%	4	80.0%
満足していない	1	6.2%	2	10.5%	2	40.0%	1	20.0%
無回答			1	5.3%				

※回答の割合は、各年齢区分の実人数に対する回答者の割合

(自由記載の主な内容)(問2-3)

・同じ障害を持つ保護者と話をしたい、聞きたいので「場」をもうけてほしい。

・同じ経験をしてきた、また今現在している保護者と話ができる座談会のようなものがあれば参加したい。

・老朽化の補修や環境整備

・自分自身でつながりを求めて、たくさんの方とつながり、助けていただいたので現状は満足しています。

・医療や福祉を学校が連携して子供との関わりを専門的な立場からアドバイスしてほしい。

・同じ障害を持っている子供の保護者の集まりを作っていただけると助かります。ネットや本だけでなく、生の話を伺いたいです。

・具体的にどのような手順で相談し、サービスを利用するかがわからない。

・保育園、県リハビリ病院、つくし学園、修学のために教育委員会の4つ支援してくれる所があり、同じ話を何度もしなくてはならない。主治医と教育委員会の話が合わなかったり、とても疲れる。色々な人が関わってくださり、サポートしてくれる人がもっと効率良くスムーズに流れてほしいことがたくさんある。

・親子共々友達を探したい。先輩保護者との交流の場所をもっと増やしてほしい。

・同じ経験をした人の意見や困ったときの対処の具体例をサイト等に載せていつでも見れると良い。

・今後、就労のこと、年金のこと、お金の管理のことなどを相談したい。
・相談やサービスについてどこに聞けば良いかわからない。
・障害の特性を学ぶ場があれば良い。
・同じような子を育てている保護者や先輩保護者と話ができる場がほしい。気軽に話したり交流できる場があったらうれしい。障害のある子を育てるのが初めてなので知らないことも多い。こちらから聞く前にサービスの種類や施設の一覧等を役所で手続き等した時に簡単にでも説明してほしい。
・子供が障害かもと思ったときも今も先が見えないのが悩みです。先輩保護者の方に相談するのはとても助けになります。ですが、障害は人それぞれ。障害によっては先の道が違うときもあります。先がどう分かれているのか、行政ではどんなサービスがあるの か、いろいろな可能性を示してくれる相談場所がほしいと思います。子供が障害とわかったときに健康センターや保育園など相談しましたが「発達は人それぞれ」で先が見えず、不安でした。今の自分のこの状態を見てほしいけどどこに相談していいかわかりませんでした。
・園や学校に相談しても、障がいの知識が浅く、満足した回答が得られないことが多い。保育士や教員、また保健師など子供と多く接する専門家たちに障がいについて知識をつけてほしい。研修など行ってほしい。
・つくし学園さんは担当者が変わったりした際、電話をくださり対応してもらっています。サービス事業所は遠いですが、月4,5回通う中で気になる点等を気軽に聞いたりできるので助かっています。

年齢に関わらず、概ね「満足している」という結果でした。自由記載では、同じ境遇にある方との相談したいとの希望や、相談を受ける側の姿勢に対する意見がありました。

③幼児期・学齢期の支援

ア 保育園・幼稚園や学校に求めること（問3-1）

単位：人

支援	身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳		受給者証		全 体	
通園・通学のサポート			2	13.3%					2	4.4%
園・学校生活のサポート	2	28.6%	2	13.3%			7	31.8%	11	24.4%
専門的な指導	3	42.8%	3	20.0%			6	27.3%	12	26.7%
医療的なケア										
外部の支援機関との連携			1	6.7%			3	13.6%	4	8.9%
教員や他児の理解と配慮			6	40.0%	1	100%	4	18.2%	11	24.4%
環境の整備	2	28.6%	1	6.7%			2	9.1%	5	11.1%
計(実数)	7	100%	15	100%	1	100%	22	100%	45	100%

※表中の割合は、各手帳所持者(実数)に占める回答者の割合

イ 支援の現状についての満足度（問3-2（1））

単位：人

支援（人数）	身体障害者手帳（7人）		療育手帳（15人）		精神障害者保健福祉手帳（1人）		受給者証（22人）		全 体（45人）	
満足している	7	100.0%	6	40.0%	1	100.0%	15	68.2%	29	64.5%
満足していない			8	53.3%			7	31.8%	15	33.3%
無回答			1	6.7%					1	2.2%

※表中の割合は、各手帳所持者(実数)に占める回答者の割合

ウ これから通う保育園や学校についての不安（問3-2（2））

単位：人

支援（人数）	身体障害者手帳（7 人）		療育手帳（15 人）		精神障害者保健福祉手帳（1 人）		受給者証（22人）		全 体（45 人）	
不安がある	1	14.3%	5	33.3%			8	36.4%	14	31.1%
不安がない	2	28.6%	4	26.7%			6	27.3%	12	26.7%
通う予定の保育園等がない・無回答	4	57.1%	6	40.0%	1	100.0%	8	36.4%	19	42.2%

※表中の割合は、各手帳所持者(実数)に占める回答者の割合

(自由記載の主な内容)

・息子が通っていた保育園や今通学している小学校には、今のところ十分な配慮をいただいていると思っています。ただ、先生方が子供の特性を理解してもらうまでの間は、親の思い⇔学校での様子などは具体的に話し合った方がいいと思います。

・オムツの卒業に時間を要するため、オムツ代の補助金があるととても助かる。

・先生から子の困りごとをよく相談されるが、素人同士で話していても解決しない。Dr.や臨床心理士、言語療法士等障がいの知識が豊富な人が一人一人に応じた支援を担任の先生と話し合い、アドバイスしてほしい。

・発達障害に対する先生方の理解は進んでいると思います。これからも先生方には排除するのではなく、健常児と共に学校生活を送れるよう発達障害児への理解と配慮をお願いしたいです。

・支援学校のスタートが遅く、終了が早すぎる。学童保育のような場所で利用時間が短くて働けない。障害者の親は常勤では働けない。

・学童へいったときに、我が子のことを「気がおかしくなる」等いわれ、すごく傷ついた経験がある。もっと理解と配慮、そして傷ついた後のフォローをしてほしいと思った。こういう考えの人が子どもの教育現場にいる事が問題だと思う。学校では、もっと支援員さんを増やしてほしい。

・特別支援級での子どもの扱いの差別化をやめてほしい。

・学校が健常者と障害者を切り離すようなシステムになっていることに不満を感じます。健常者が障害者を理解し、（そのためには教育が必要）真に共生できる社会を作るため、行政や教育がシステムを変えることが不可欠だと思います。

・支援学校に通う生徒が増えているようなので、支援学校の先生の増員、教室の増加。

・園や学校側の支援計画や合理的配慮の取組等あるなら掲示してほしい。先生方も研修等されていると思いますが、固定概念で判断せず、多様性や合理的配慮を認めていただき、理解し接していただけるとありがたいです。

・今、通っているところは本当に良くしてもらって、相談すれば先の話もしていただける。来年には新しくなるので、広く走り回れるようになって良かったと思う。今まで相談しやすかったので、放課後デイもできるくらい職員の人数や設備があればいいなと思います。

・親が発達について相談した場合に、的確なアドバイスをしてほしい。親も障がいについて学ぶ必要があると思うが、保育士や教師も障がいについて学び、共に障がい児を支えてほしい。

・先生や本人も気付かない困りごとがないか、親が学校に行き授業の様子や教室移動等見ることができる機会を多く頂けると大きな困難を予防できるかなと思います。

・入学時に普通級を選びましたが、不安があったのでスタディサポート等の配慮を依頼しました。人数的に対応が難しかったのか、子供についてくれることは少なかったように感じます。発達障害の子も増えていると思うので、サポート体制がより充実してもらえたら助かります。

・発達障害（グレーゾーン）の子やその親が相談できるような場所、同じような子がつながり一人一人認めてもらえて活躍、活動できる居場所がほしい。気軽に立ち寄れるようなカフェみたいなところ

支援の現状に「満足している」という回答が多い結果であったが、これからの通園等に関しては「不安がある」という回答が多くなっています。

④福祉サービス

ア サービスの利用（問4-1）

回答いただいたすべての人が、「福祉サービスを利用したことがある」と回答しています。

ウ 福祉サービスの満足度

単位：人

年齢区分(人数)	0～6歳(16人)		7～12歳(19人)		13～15歳(5人)		16～18歳(5人)	
満足している	14	87.5%	14	73.7%	4	80.0%	5	100.0%
満足していない	1	6.3%	5	26.3%	1	20.0%		
無回答	1	6.3%						

※回答の割合は、各年齢区分の実人数に対する回答者の割合

(自由記載の主な内容)

・事業所の方々には一生懸命工夫し、対応してもらったと思いますが、事業所を選ぶ（様々な特色、活動等）選択肢が少なすぎる。「こういうところに通わせたい」という内容で選べない。空いている所に通うという感じ。

・放デイは富山へ通っているが、魚津市内にも発達障がいで知的障がいがない人の放デイを増やしてほしい。重度と軽度が同じ空間にいるのは、支援内容が違いすぎ、不自然に感じた。

・放課後デーサービスの延長料金が高額すぎる。

・利用しやすい形態に更新していってほしい。利用者の要望をどうすれば形にできるか柔軟に対応してほしいです。また、手続きを簡単にしてほしいです。平日に休みが取れない人はサービスを利用するための手続きができないと思います。

・親がフルタイムで働くには、子供を預けれる時間が短い。

・放課後デイサービスを利用しているが事業所の数が少なく、選択肢が限られている。

全体で82.2%の方が満足しているという結果でした。
自由記載では、サービス事業所の選択に対する不満や利用時間、料金に関する意見が多くありました。

エ 福祉サービスの今後3年間の利用意向(複数回答)（問4-2）

サービス名	現在利用している福祉サービスについて				今後利用したい福祉サービス
	今と同じ程度利用したい	利用をやめたい	利用を減らしたい	利用を増やしたい	
居宅介護					
行動援護					4件
同行援護					2件
重度障害等包括支援					
短期入所					2件
児童発達支援	15件		1件	1件	
医療型児童発達支援					
居宅訪問型児童発達支援					
放課後等デイサービス	17件			7件	8件
保育所等訪問支援	5件				
日常生活用具の給付	2件				1件
意思疎通支援					
移動支援	1件				4件
日中一時支援	5件				2件
施設等入所					3件

オ 福祉サービスに関する意見

（自由記載の主な内容）

・一人親なので急に私に何かあった時に子供を支援してもらうことに対し、不安があります。急に初めての人や場所に対応できるのか。

・コロナも第5類になりインフルエンザと同じ扱いになりました。施設のスタッフ、利用者の誰が陽性になったからといって、その日に利用していた者も次回利用停止するのはやめてほしいです。

・福祉サービス施設が少ない、料金が高い。

・サービスをどれだけ利用できるのかわからない。

・富山市までリハビリに行っていますが、魚津市にも「県リハ」「こども支援センター」があったらうれしいです。

・利用日数、回数を増やしてほしい。障害の程度によっての上限をなくしてほしい。就学前の子も放課後等デイサービスのようなサービスを利用できるとありがたい。就学前から修学後にも継続して利用できるサービス（施設）を増やしてほしい。

・福祉サービスを利用できるときのシステムが難しい。何が利用できて、どうすれば良くなるのか難しい。

・魚津市内に県リハ病院での作業療法、理学療法に近いようなサービスを提供していただける施設があったら良いと思います。

・放課後デイを利用しているが、年齢が上がると利用してもいいのか迷います。本人がとても楽しく過ごせているので利用したいと思います。

障がい児等福祉に関するアンケート

～第３期魚津市障がい児福祉計画の策定に係るニーズ調査～

このアンケートは、魚津市にお住まいの障がいや発達課題、さまざまな困り感のあるお子さんとその保護者のみなさんが、地域で安心していきいきと暮らしていくためには、どのようなことが必要かを調査するものです。

お忙しいところお手数をおかけしますが、アンケートの趣旨をご理解いただき、回答にご協力いただきますようお願いいたします。

お答えいただいた内容につきましては、統計的に処理を行い、福祉計画策定以外には使用いたしませんので、ありのままをご回答ください。

アンケートをお願いする方

今回、アンケートをお願いするのは、魚津市にお住まいで 18 歳未満の方のうち、次にあてはまる方の保護者の方です。

（令和５年４月１日現在）

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付された方

通所受給者証・福祉サービス受給者証を交付された方

※ アンケートの回答は原則として保護者の方にお願いしますが、必要に応じてお子さんと相談していただいても結構です。

集計結果の活用

アンケートでいただいたご意見は、魚津市障がい児福祉計画の基礎資料として活用します。

回答方法及び期限

添付している　アンケート用紙（２枚）に直接ご記入いただき、令和５年８月 31 日(木)までに、同封の返信用封筒にて、下記までご返送いただきますようお願いします。

調査の主体

魚津市社会福祉課

アンケートの提出・問い合わせ先

〒937-8555　魚津市釈迦堂一丁目 10 番 1 号

魚津市社会福祉課 福祉係

TEL：0765-23-1005 / FAX：0765-23-1055

お子さん向け

主な福祉サービス

居宅介護(ﾎｰﾑﾍﾙﾌﾟ)	自宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けを行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいで、ひとりでの行動が難しい人に、危険を避けるために必要な行動の手助けや、外出するときの移動の支援をします。
同行援護	視覚障がいで、ひとりでの行動が難しい人のために、外出するときに同行して移動の支援をします。また、外出先での代筆や代読もします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人のために、居宅介護など複数の障がい福祉サービスを組み合わせて支援をします。
短期入所(ｼｮｰﾄｽﾃｲ)	自宅で介護をしている家族などが病気になったときや、体や心の休息が必要になったときなどに、障がいのある人に短い期間、施設に宿泊してもらい、食事や入浴などの支援をします。
児童発達支援	障がいのある未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。
医療型児童発達支援	福祉サービスとしての児童発達支援に併せ、上肢・下肢または体幹に障がいのある児童に必要とされる治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援をします。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童を対象にして、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行います。
保育所等訪問支援	保育所などに通う障がいのある児童を対象にして、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
日常生活用具の給付	日常生活の中での困難を改善して、自立した生活を送るための助けになるようなさまざまな用具を支給したり、貸し出したりします。
意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障がいのために、意思を伝え合うのが難しい人に、必要に応じて手話通訳者などの派遣をします。
移動支援	屋外での移動が難しい人の自立や社会参加を助けるために、外出するときの移動の支援をします。
日中一時支援	障がいのある人の活動の場の確保とともに、家族の就労支援や一時的な休息を目的に、日中、見守りや集団生活に適応するための訓練等の支援をします。
施設等入所	障がいのある児童に施設に入所してもらい、日常生活の指導や、自立に必要な技能を身につけるための支援を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

第１部：お子さんについて

問 1-1　お子さんの年齢(令和5年4月1日現在)を教えてください。　　（　　）歳

問 1-2　お子さんが現在、主に所属している所、通っている所を教えてください。（○は１つだけ）

ア. 保育園　　イ. 幼稚園　　ウ. 児童発達支援センター(つくし学園等)

エ. 小・中学校(普通学級)　　オ. 小・中学校(特別支援学級)　　カ. 高等学校

キ. 特別支援学校　　ク. 通所施設　　ケ. 入所施設　　コ. 就労している

サ. その他(　　)　　シ. どこにも所属・通所していない

問 1-3　問 1-2 で「ア」から「コ」のいずれかを選んだ方にお聞きします。

それは市内、市外どちらにありますか。（○は１つだけ）

ア. 市内　　イ. 市外

問 1-4　お子さんが交付を受けている手帳等の種類を教えてください。(該当するもの全てに○)

ア. 身体障害者手帳　　イ. 療育手帳　　ウ. 精神障害者保健福祉手帳

エ. 福祉サービス受給者証(水色)　　オ. 交付を受けていない

第２部：相談について

あなたやお子さんが、障がいや発達課題などについて困ったときの相談先についてお聞きします。

問 2-1　あなたやお子さんは、現在どこに(誰に)相談をしていますか。（○はいくつでも）

１ 家族・親族　　２ 友人　　３ 障がいや課題のあるお子さんの保護者

４ 園や学校又は就労先　　５ 障がい福祉サービス※1 事業所　　６ 民生児童委員

７ 児童相談所　　８ 市役所(社会福祉課・こども課等)　　９ 健康センター　　10 病院

11 公共職業安定所　　12 相談支援事業所※2　　13 児童発達支援センター(つくし学園等)

14 その他(　　)

※1 障がい福祉サービスは、案内文の裏面をご確認ください。

※2 魚津市障害者生活支援センター、サポート新川など

問 2-2　問 2-1 で選んでいただいた相談先について、どのように感じていますか。（○は１つだけ）

ア. 満足している。　　イ. 満足していない。

問 2-3　「相談」についての希望や提案など、ご意見をお聞かせください。(自由記述)

[例：同じ経験をしてきた先輩保護者に相談がしたい]

⇒次ページへ続く

第３部：幼児期、学齢期について

お子さんが通っている(通っていた、これから通う)保育園、幼稚園や学校についてお聞きします。すでに卒業されている場合は当時どうだったか、これから就学される場合はどうあってほしいかをお答えください。

問 3-1　園や学校にお子さんが通う上で、あなたが求めることを教えてください。(○は１つだけ)

ア. 送迎など、通園・通学のサポート
イ. 学習支援や介助など、園・学校生活のサポート
ウ. 生活訓練や職業訓練など、専門的な指導
エ. 投薬や喀痰かくたん吸引など、医療的なケア
オ. 福祉サービス事業所など、外部の支援機関との連携
カ. 障がいや発達課題などに対する、教師や他の児童・生徒の理解と配慮
キ. 障がいや発達課題などに合わせた環境の整備
ク. その他(　　)

問 3-2　問 3-1 で選んでいただいたことの現状について、どのように感じていますか。(○は１つずつ)

⑴ 現在通っている(通っていた)保育園、幼稚園や学校について

ア. 満足している　　イ. 満足していない　　ウ.通っている(通っていた)保育園等はない

⑵ これから通う保育園、幼稚園や学校について

ア. 不安がある　　イ. 不安はない　　ウ.これから通う保育園等はない

問 3-3　「園や学校の支援や環境」についての希望や提案など、ご意見をお聞かせください。

(自由記述)　[例：施設のバリアフリー化を進めてほしい。]

⇒次ページへ続く

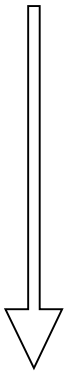
第４部：福祉サービスについて

お子さんが利用している(していた)福祉サービスについてお聞きします。ここでいう福祉サービスとは次のようなものを指します。　※サービスの内容は、案内文の裏面をご覧ください。

- 訪問系(居宅介護、同行援護等)
- 日中活動系（短期入所）
- 障がい児通所系（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）
- 地域生活支援事業（日常生活用具給付、意思疎通支援、移動支援、日中一時支援など）

問 4-1 お子さんは福祉サービスを利用したことがありますか。（○は 1 つだけ）

ア. 利用したことがある。　　イ. 利用したことがない。





(1)　利用したことがない。」を選んだ方にお聞きします。それはなぜですか。(○は 1 つだけ)

ア.　福祉サービスを知らない、または良くわからない。

イ.　福祉サービスは知っているが利用する必要がない。

ウ.　必要性は感じているが、使い勝手や利用料の面などから利用していない。

エ.　その他（　　）

(1)　福祉サービスを利用したことのある方にお聞きします。利用してみてどう思いましたか？

ア. 満足している。　　イ. 満足していない。



(2)　「イ.満足していない」を選んだ方にお聞きします。それはなぜですか？（自由記述）

⇒次ページへ続く

問 4-2　福祉サービスの今後３年間の利用の意向についてお聞きします。

それぞれのサービスについてご記入ください。

現在利用している福祉サービス

⇒**①の枠** の中に○を記入してください。（○はいくつでも）

今後初めて利用したい福祉サービス、今後追加して利用したい福祉サービス

⇒**②の枠** の中に○を記入してください。（○はいくつでも）

〈記入例〉現在、居宅介護のみ利用していて、今後は行動援護も利用してみたい場合

サービスの名称	現在利用している福祉サービス				②
	今と同じ程度利用したい	利用をやめたい	利用を減らしたい	利用を増やしたい	今後利用したい福祉サービス
(例)居宅介護(ﾎｰﾑﾍﾙﾌﾟ)	(1)	2	3	4	5
行動援護	1	2	3	4	(5)
居宅介護(ﾎｰﾑﾍﾙﾌﾟ)	1	2	3	4	5
行動援護	1	2	3	4	5
同行援護	1	2	3	4	5
重度障害者等包括支援	1	2	3	4	5
短期入所(ｼｮｰﾄｽﾃｲ)	1	2	3	4	5
児童発達支援	1	2	3	4	5
医療型児童発達支援	1	2	3	4	5
居宅訪問型児童発達支援	1	2	3	4	5
放課後等デイサービス	1	2	3	4	5
保育所等訪問支援	1	2	3	4	5
日常生活用具の給付	1	2	3	4	5
意思疎通支援	1	2	3	4	5
移動支援	1	2	3	4	5
日中一時支援	1	2	3	4	5
施設等入所	1	2	3	4	5

問 4-3　「福祉サービス」についての希望や提案など、ご意見をお聞かせください。(自由記述)

［　例：利用できる日数(回数)を増やしてほしい。］

質問は以上です。ありがとうございました。